

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち
施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
子どものかかりつけ医師を持つ 3歳児の親の割合	72.4% (令和元年度)	84.20%	84.20%			77.1% ()
胃がん検診受診率(男女計)	12.1% (平成30年度)	10.10%	10.90%			50%以上 ()
肺がん検診受診率(男女計)	8.9% (平成30年度)	10.50%	10.60%			50%以上 ()
大腸がん検診受診率(男女計)	32.6% (平成30年度)	29.80%	29.40%			50%以上 ()
乳がん検診受診率	18.6% (平成30年度)	12.30%	14.50%			50%以上 ()
子宮頸がん検診受診率	14.9% (平成30年度)	13.00%	12.90%			50%以上 ()
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	157,718	149,820			
国庫支出金	559	555			
都支出金	4,976	8,065			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	163,253	158,440	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	105,043	148,391			
国庫支出金	552	261,920			
都支出金	5,942	20,831			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	111,537	431,142	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	—
施策		—	基本構想・重視すべき視点	—
年度	【進捗状況】(主な取組等)		【評価・査定】	
令和3年度	—		—	
令和4年度	—		—	
令和5年度	—		—	
令和6年度	—		—	
令和7年度	—		—	

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	がん検診事業	健康課	35,473	25,791	36,911
事務事業の概要					
国の指針に基づき、科学的な根拠に基づいたがん検診を実施することにより、がんの早期発見、早期治療及び、死亡率の減少をはかる。					
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	休日及び休日準夜診療事業	健康課	4,369	3,355	3,839
事務事業の概要					
休日診療事業は、休日に急病患者に対する診療事業を実施することにより、町民の生命と健康を守ることを目的としている。 休日準夜診療事業は、瑞穂町、福生市、羽村市地域における休日準夜の急病患者に対する診療事業を実施することにより、地域住民の生命と健康を守ることを目的としている。					
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	予防接種事業	健康課	85,355	374,500	86,580
事務事業の概要					
予防接種は、各種の感染症に対する免疫を持たない者を対象に行われるもので、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防を目的としている。(予防接種法:昭和23年法律第68号)					
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
4	健康診査・検診事業	健康課	25,368	20,374	26,637
事務事業の概要					
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査を実施することにより、糖尿病等の患者、予備群を減少させる。さらに、町独自の健康診査及び追加項目健診を実施することにより、生活習慣病の予防・早期発見につなげ、長期的には医療費の削減及び健康寿命の延伸を目的とする。					
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
5	乳幼児健診・幼児歯科健診事業	健康課	7,875	7,122	6,521
事務事業の概要					
乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進を図る。幼少期から望ましい生活習慣の定着を図ることを目的とする。					
合 計 額			158,440	431,142	160,488

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	がん検診事業				担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係			
					作成者	鈴木 隆太			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制			
	施策名	1	疾病等の予防			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	健康増進法・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針・第5次瑞穂町長期総合計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】 国の指針に基づき、科学的な根拠に基づいたがん検診を実施することにより、がんの早期発見、早期治療及び、死亡率の減少をはかる。 【内容】 【胃がん】対象は40歳以上で、検診車によるバリウムレントゲン撮影を行う。 【肺がん】対象は40歳以上で、検診車によるレントゲン撮影と問診の結果により喀痰(カクタン)検査を行う。 【乳がん】対象は前年度受診していない40歳以上の女性で、マンモグラフィ検査と視触診の検査を行う。 【子宮頸がん】対象は前年度受診していない20歳以上の女性で、細胞診による検査を行う。 【大腸がん】対象は40歳以上の男女で、便潜血検査(2日法)を行う。 受診者負担は乳がん検診のみあり(令和4年度の負担額は、1回1,600円) いずれのがん検診も、他に同等の検診機会のない者が対象。 検診の結果要精密検査となった者の、精密検査受診率向上のため、アンケート調査及び受診勧奨を実施。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和41年度 胃がん検診開始 昭和56年度 子宮がん検診開始(対象は頸がんは20歳以上、体がんは過去6ヶ月以内に不正出血があった者で50歳以上、閉経期以降の者、医師が必要と認めた者) 昭和59年度 乳がん検診開始(対象は30歳以上) 昭和63年度 肺がん検診開始 平成4年度 大腸がん検診開始 平成10年度 がん検診は老人保健法の適用から外され、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により実施 平成16年度 乳がん検診の視触診だけの検診を見直し、マンモグラフィ検診を導入。対象者を40歳以上の偶数年齢の者へ変更 平成17年度 子宮体がん検診の見直し(問診の結果、子宮体部がん有症状者及びハイリスク者で、本人同意のもと実施)、対象者の見直し(20歳以上の偶数年齢の者) 平成19年度 子宮がん検診、乳がん検診の対象者の見直し(前年度受診していない20歳以上(子宮がん)40歳以上(乳がん)の女性) 平成20年度 根拠法令が健康増進法になる 平成21年度 国の経済対策により女性特有のがん検診事業を実施 平成24年度 がん検診推進事業(大腸がん検診)を実施 平成25年度 がん検診推進事業(子宮がん・乳がん・大腸がん)を実施 平成26年度 がん検診推進事業(大腸がん)働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん、乳がん)を実施 平成27年度 がん検診推進事業(大腸がん)働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業及び新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(子宮頸がん、乳がん)を実施 平成28年度 国のがん検診指針一部改正(胃がん・乳がん検診の検査項目など) 国のがん検診推進施策が、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に一本化 平成29年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援の内容の一部変更、国の基準に基づき全対象者に個別の受診勧奨・再勧奨を実施 令和元年度 ひとり親家庭支援事業開始(乳がん検診費用の全額補助)対象は40歳以上 令和2年度 集団健診の申込みに電子申請を導入 令和2年度 福生病院の乳がん検診で視触診を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 令和3年度 福生病院の乳がん検診で視触診を廃止							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	各がん検診の受診率を上げるため、申込み方法の工夫と受診勧奨・再勧奨を行う。 要精密検査者に対するアンケート調査や受診勧奨を徹底して行い、精密検査の受診率を上げる。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	対象者への受診勧奨及び再勧奨通知の発送を行い、電子申請による申込み、他健診(検診)との同日実施等利便性を高めた結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるなか、受診率は微増した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	継続して個別の受診勧奨等を実施しているが、国の目標値と比較するとまだ低い結果となっている。 がんによる死亡率の減少のために、初めて対象になる方及び精密検査を受診しない方に受診の必要性や重要性等について継続した周知が必要である。受益者負担の対象拡大等については、受診率の低下につながる可能性があることが課題となっている。 国の指針外のがん検診については、国、東京都、また他区市町村の動向を注視し、有効性があるとされた場合は、実施について検討する。
------------	---	----	--

事務事業名	がん検診事業
担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	がん検診業務
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	・他健診との同日実施など、利便性の向上を図ることができる			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		23,581	24,887	32,908	35,473	35,473	25,791	32,908
内 訳	一般財源	23,162	24,455	32,356	34,918	34,918	25,363	32,356
	国庫支出金	419	432	552	555	555	428	552
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	胃がん検診 検診	4,875	4,875	5,246	8,734	8,734	5,580	5,246
	肺がん検診 検診	2,985	3,505	2,858	3,709	3,709	3,554	2,858
	乳がん検診 検診	3,333	3,886	7,993	7,355	7,355	4,223	7,993
	子宮頸がん検診 検診	3,427	3,808	4,668	5,046	5,046	3,816	4,668
	大腸がん検診 検診	7,901	7,817	10,264	9,116	9,116	7,644	10,264
	受診勧奨、検診の案内、結果通知(各種がん検診)	616	657	1,351	1,078	1,078	689	1,351
	受診者用リーフレット(各種がん検診)	86	95	105				105
	要精検者へのアンケート 精密検査受診の有無確認	35	53	77	87	87	54	77
	がん検診事業 大腸がん検診の無料クーポン券の配布							
	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業無料クーポン券配布	323	191	346	348	348	231	346
	コメント	検診対象者に対する受診案内の発送及び、再勧奨通知の発送を行うための予算を計上。胃がん・肺がん検診、乳がん・子宮頸がん検診の同日実施により、受診者の増加が見込まれるため、健診委託料等を増額。	検診対象者に対する受診案内の発送及び、再勧奨通知の発送を行うための予算を計上。胃がん・肺がん検診、乳がん・子宮頸がん検診の同日実施により、受診者の増加が見込まれるため、健診委託料等を増額。	検診対象者に対する受診案内の発送及び、再勧奨通知の発送を行うための予算を計上。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課			査 定
人員 要求	がん検診事業を令和4年度も引き続き実施し、受診率向上策を推進していく。それに伴う通知、結果入力等の事務に伴う経費及びがん検診精度管理のための要精検者フォローなどを事務職員及び保健師が実施するが、正職員の人員増の必要性はない。		—
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない	
評価・査定	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるなか、受診率は微増したことについて評価する。引き続き付加価値の検討など、同時受診ができる機会を増やし、受診勧奨に取り組まれない。		

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	休日及び休日準夜診療事業				担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係			
					作成者	鈴木 隆太			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制			
	施策名	1	疾病等の予防			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町休日診療事業実施要綱・休日準夜診療事業実施要綱 第5次瑞穂町長期総合計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】 休日診療事業は、休日に急病患者に対する診療事業を実施することにより、町民の生命と健康を守ること。 休日準夜診療事業は、瑞穂町、福生市、羽村市地域における休日準夜の急病患者に対する診療事業を実施することにより、地域住民の生命と健康を守ること。 【内容】 休日診療事業 事業内容 休日の午前9時から午後5時まで外来急病患者の診療を行う。 対象患者 主として内科・小児科 実施場所 町医療機関(輪番制) 休日準夜診療医療事業 事業内容 休日の午後5時から午後10時まで外来急病患者の診療を行う。 対象患者 主として内科・小児科 実施場所 瑞穂町・福生市・羽村市地域の医療機関(輪番制)							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和57年4月1日 瑞穂町休日診療事業実施要綱制定、休日準夜診療事業実施要綱制定 令和5年3月31日 瑞穂町休日診療事業実施要綱全部改正、休日準夜診療事業実施要綱全部改正 ※実施時間の変更(休日診療事業)、休日診療事業及び休日準夜診療事業の一部を往診型救急診療又は町区域外の医療機関での実施を可能とするための改正							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	身近な地域で一次救急医療が受けられるよう、近隣市との協力により、休日診療及び休日準夜診療体制を維持する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	近隣市、地区医師会と協力して休日診療及び休日準夜診療を実施し、休日等における初期救急医療体制を確保した。



課題及び今後の方向性	A拡大 B現状のまま継続 ●C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	医療資源の減少や医師の高齢化から、従来の診療体制を維持することが困難な状況となっている。初期救急医療体制(休日・休日準夜診療事業)を継続させるため、一部に往診型救急診療事業(オンライン診療を含む。)の導入や町区域外の医療機関での事業実施などを視野に入れ、近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備を行う必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	休日及び休日準夜診療事業
担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	休日・準夜診療委託
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	医師会に委託することで一時救急を身近な医療機関で受診できる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		4,171	3,431	4,465	4,369	4,369	3,355	4,465
内訳	一般財源	2,652	1,912	2,946	2,911	2,911	1,885	2,946
	国庫支出金							
	都支出金	1,519	1,519	1,519	1,458	1,458	1,470	1,519
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	休日・準夜診療委託料	4,171	3,431	4,465	4,369	4,369	3,355	4,465
	コメント	診療体制を充実させることより、住民が休日において不慮の急病に罹った場合であっても、適切な診療が受けられるための委託料を計上。	診療体制を充実させることより、住民が休日において不慮の急病に罹った場合であっても、適切な診療が受けられるための委託料を計上。	診療体制を充実させることより、住民が休日において不慮の急病に罹った場合であっても、適切な診療が受けられるための委託料を計上。医師の高齢化に伴い、診療体制の再検討が必要であり、このことにより、経費の増加が懸念される。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人 員 要 求	医療機関並びに福生市、羽村市との調整が必要であるが人員増の必要はない。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定	広域連携によって、事業を維持している点について評価する。課題としている今後の制度維持については、継続して研究に努められたい。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		予防接種事業				担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係			
						作成者	鈴木 隆太			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち		施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制			
	施策名	1	疾病等の予防			重点	—		創生	—
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	予防接種法・第5次瑞穂町長期総合計画								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】 予防接種は、各種の感染症に対する免疫を持たない者を対象に行われるもので、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防を目的としている。(予防接種法:昭和23年法律第68号) 【内容】 《定期予防接種》 ◎A類疾病(集団予防に重点、接種する努力義務あり) ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ(四種混合)、ジフテリア・破傷風(二種混合)、麻しん、風しん、日本脳炎、結核(BCG)、HPV(ヒトパピローマウイルス・子宮頸がん)、ヒブ(インフルエンザ菌b型)、小児用肺炎球菌、水痘(水ぼうそう)、B型肝炎、ロタウイルス ◎B類疾病(個人予防に重点、接種する努力義務なし) インフルエンザ(65歳以上の者、60歳から65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能・免疫機能等不全者))高齢者用肺炎球菌(65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方及び60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有する方) 《任意予防接種への助成》 おたふくかぜ、高齢者用肺炎球菌、麻しん・風しん(定期接種以外風しん対策事業として実施)、幼児インフルエンザ 《特例随時接種》 新型コロナウイルス感染症								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成23年度 子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業(任意接種)開始。 水痘・おたふくかぜ予防ワクチン(小児)、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への助成事業開始。 平成24年度 不活化ポリオワクチン接種開始 平成25年度 子宮頸がん(ただし平成25年6月積極的勧奨中止)、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種開始。妊娠を希望する女性・妊婦の夫への風しんワクチン接種の助成事業を1年(夫は半年)間限定で実施。 平成26年度 水痘(水ぼうそう)、高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種開始。風しん抗体検査と、風しん抗体価の低い者等に対する風しんワクチン接種の助成事業開始。 平成26年度 三種混合ワクチン販売中止。 平成27年度 子育てモバイル事業として、登録した方に対しパソコンやスマートフォン等により、予防接種のお知らせやスケジュールを調整し配信するシステムを導入。 平成28年度 B型肝炎定期接種開始。 平成30年度 風しん対策事業の対象者拡大 令和元年度 風しんの追加的対策事業開始(抗体検査及び第5期予防接種クーポン券発行)対象者:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ 令和2年10月 ロタウイルスワクチン定期接種開始。 令和2年10月 高齢者に対する季節性インフルエンザの実費負担を軽減するため町において対象者が求められる実費負担相当額を令和2年度に限り東京都が補助。 令和2年10月 幼児のインフルエンザ任意予防接種を令和2年度に限り実施医療機関に保護者が支払う実費負担相当額を助成。 令和3年2月 国が新型コロナウイルス感染症臨時接種を市町村に指示 令和3年10月 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業を令和5年度まで東京都が実施。一人当たり2,500円補助 令和4年4月 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開及びキャッチアップ接種(積極的勧奨の中止中に接種年齢を過ぎた方への公費接種)の開始								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	予防接種の案内通知や、広報の掲載内容をわかりやすい表現となるよう工夫し、接種率の向上を目指す。また、モバイルサービスの登録・利用を促進する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	接種の標準的な時期の前に接種を勧奨するとともにモバイルサービスによる予防接種の未接種を防止した。また、高齢者肺炎球菌予防接種の補助事業の実施、また、高齢者インフルエンザ定期予防接種の全額補助を実施し、高齢者の疾病予防に寄与した。

課題及び今後の方向性	●A拡大 B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	令和5年4月から子宮頸がんワクチンの9価ワクチンが定期接種化されるため、周知や各医療機関との調整が必要になる。また、令和4年度に制度化した子宮頸がんワクチン任意予防接種費用給付金についても、令和6年度まで引き続き実施していく必要がある。 带状疱疹ワクチン任意予防接種について、東京都において補助金創設の予定があることから、東京都や近隣自治体の動きを注視し、必要に応じ、制度設計等の検討が必要になる。
------------	---	----	--

事務事業名	予防接種事業
担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	定期・任意予防接種
		実施予定		子育てモバイルサービス
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	・かかりつけ医等で実施することにより、保護者が安心して接種を受けることが可能となる。 ・予防接種スケジュールの作成と管理ができるサービスを提供することにより、利便性と接種率の向上が見込める。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		80,375	59,942	69,753	85,355	85,355	374,500	69,753
内 訳	一般財源	79,895	59,201	69,298	82,950	82,950	98,917	69,298
	国庫支出金						260,868	
	都支出金	480	741	455	2,405	2,405	14,715	455
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	医師等報酬							
	消耗品	116	625	192	193	193	416	192
	予診票等印刷	580	354	282	425	425	425	282
	医薬材料費	30,733	19,897	27,219	34,714	34,714	22,966	27,219
	勧奨通知等郵送料	667	262	273	366	366	466	273
	予防接種委託料	47,885	38,410	41,393	49,263	49,263	57,750	41,393
	予防接種費助成金							
	子育てモバイルサービス委託料	394	394	394	394	394	394	394
	抗体検査委託費							
	新型コロナウイルス予防接種事業費						291,996	
	子宮頸がんワクチン任意予防接種費用給付金						87	
	コメント	風しん抗体検査の対象者拡大により、歳入・歳出予算が増額。ロタウイルスワクチン定期化に伴い、医薬材料費及び予防接種委託料が増額。高齢者インフルエンザ全額補助により委託料が増額。	風しん抗体検査の対象者拡大により、歳入・歳出予算が増額。ロタウイルスワクチン定期化に伴い、医薬材料費及び予防接種委託料が増額。	風しんの追加的対策が継続されることから、抗体検査委託料等を計上。ロタウイルスワクチン定期化に伴い、これに係る医薬材料費及び予防接種委託料が増額。新型コロナウイルスワクチンの追加接種の動向により補正予算で対応する。 ※東京都の高齢者インフルエンザ定期予防接種特別補助金の創設により、予防接種委託料を増額補正している。 ※子宮頸がんワクチン任意予防接種費給付金の創設により、負担金、補助及び交付金を増額補正している。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	新型コロナウイルスワクチンの追加接種の動向によって、今後の計画、実施の事務量の過多の状況が継続するおそれがある。	新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い、事務量が増加していることは承知している。事業内容によって課内及び部内で協力するとともに、効率性を重視した事業展開等、創意工夫が必要である。
	人員増の必要性	● 必要である ● 必要ではない
評価・査定	新型コロナウイルスワクチン接種事業は遅滞なく実施されていることは、対応した担当者の努力である。引き続き、住民が安心して接種できる環境、体制づくり構築に向けて対応願いたい。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		健康診査・検診事業				担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係			
						作成者	鈴木 隆太			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち		施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制			
	施策名	1	疾病等の予防			重点	—		創生	—
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	健康増進法・第5次瑞穂町長期総合計画								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査を実施することにより、糖尿病等の患者、予備群を減少させる。さらに、町独自の健康診査及び追加項目健診を実施することにより、生活習慣病の予防・早期発見につなげ、長期的には医療費の削減及び健康寿命の延伸を目的とする。 【内容】 ①【無保険者の健康診査】無保険者(生活保護者等)の健康診査を実施する。内容は、特定健康診査に相当する項目及び法定外項目の健康診査。 ②【若年の健康診査】16歳から39歳で健康診査を受ける機会がない方について、若年の健康診査を実施する。内容は、特定健康診査に相当する項目及び法定外項目の健康診査。 ③【法定外項目の健診】特定健康診査、後期高齢者健康診査、無保険者、若年、社保の健康診査に対し、国の基準項目に加え、町で定めた追加項目の検査を実施する。 ④【肝炎ウイルス検診】40歳以上で今まで肝炎ウイルス検査を受診したことのない方を対象に肝炎ウイルス検査を実施する。 主な健診検査内容は、必須検査として①・②は、問診・身体計測・血圧測定・尿検査(尿糖・尿蛋白)・肝機能検査・脂質検査・血糖検査、③は、貧血検査・心電図検査・血清クレアチニン検査・尿酸検査。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和58年度 基本健康診査開始(対象は健康診断の機会がない40歳以上の町内在住者。) 平成 8年度 女性の健康診査開始(対象は18歳から39歳までの女性) 平成14年度 肝炎ウイルス検診開始 平成15年度 女性の健康診査の対象者を拡大し、若年の健康診査を開始。(対象は16歳から39歳の男女) 平成19年度 東京都が肝炎ウイルス検診の受診率向上を目的に、受療促進施策を実施。 平成20年度 高齢者医療確保法によって、40歳から74歳の健康診査が保険者に義務付けられ、75歳以上の健康診査については後期高齢者医療広域連合組合からの受託事業として実施。保険に加入していない40歳以上の生活保護受給者等は健康増進法に基づき実施。これに伴い、国等が定める基本項目以外は町単独の法定外健診として再編交付金(健康づくり基金)を活用して継続。 平成20年度 肝炎ウイルス検診が健康増進法に位置づけされる(40歳以上で検査を受けたことの無い方すべてが対象となる。) 平成30年度 再編交付金(健康づくり基金)終了に伴い、法定外健診が一般財源による実施となる。 法定外健診経費の一部は、東京都医療保健政策包括補助事業を充当している。								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	無保険者の健診の受診対象者への受診券発送。若年健診の対象者へ受診勧奨のお知らせを配布するため、保健係、子育て応援課の子育て支援係、保育・幼稚園係、さらに医療機関等と連携し、各健診の受診者数を増やす。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	生活保護者に健康診査を受診する機会を提供し、東京都西多摩福祉事務所との協力により受診を促した。また、特定健康診査や後期高齢者健康診査の受診者へ肝炎ウイルス検査の受診を促した。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	健康診査の受診者数を増やすために、無保険者への受診券の発送、及び若年の健康診査対象者への周知を継続実施するとともに、他課と連携した受診勧奨の取組の工夫を検討する。町医師会との更なる連携が必要となる。
------------	---	----	---

事務事業名	健康診査・検診事業
担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 健康係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	健康診査・検診事業
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	・がん検診との同日受診などが可能となり、利便性の向上を図ることができる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		25,576	20,032	26,219	25,368	25,368	20,374	27,007
内 訳	一般財源	23,560	16,844	23,305	21,678	21,678	16,222	24,093
	国庫支出金							
	都支出金	2,016	3,188	2,914	3,690	3,690	4,152	2,914
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及び コメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	生保健診委託料	1,156	2,066	978	1,172	1,172	2,287	1,008
	若年健診委託料	1,779	1,783	1,832	1,623	1,623	1,537	1,888
	生保・若年健診帳票類作成委託料	77	123	77	96	96	120	79
	肝炎ウイルス検査委託料	1,576	862	1,662	1,512	1,512	1,094	1,712
	法定外健康診査委託料	20,988	15,198	21,670	20,965	20,965	15,336	22,320
	コメント	対象者に健診(検診)の継続受診を促すため、受診券の印刷製本費、通知や受診券の発送等の通信運搬費及び、健診(検診)の委託料を計上。	対象者に健診(検診)の継続受診を促すため、受診券の印刷製本費、通知や受診券の発送等の通信運搬費及び、健診(検診)の委託料を計上。	対象者に健診(検診)の継続受診を促すため、受診券の印刷製本費、通知や受診券の発送等の通信運搬費、及び健診(検診)の委託料を計上。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	対象者の増減による予算額への影響がある。 個別通知や結果処理の電子データ化などにより、事務の効率化を図っているため、人員増の必要性はない。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定	粘り強く受診勧奨を継続し、引き続き受診誘導及び付加価値の付与等、検討をする必要がある。同時受診ができる機会を増やし、引き続き受診勧奨に取り組まれない。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		乳幼児健診・幼児歯科健診事業				担当部署	福祉部 健康課 保健係			
						作成者	片野 宏			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち		施策分野	2	疾病の予防・地域医療体制			
	施策名	1	疾病等の予防			重点	—	創生	—	
10年後のめざす姿		休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くに住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	・母子保健法 ・瑞穂町第4次地域保健福祉計画 ・第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画 ・瑞穂町乳幼児健康診査実施要綱・瑞穂町幼児歯科健康診査実施要綱								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的: 乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進を図る。幼少期から望ましい生活習慣の定着を図る。 内容: ①乳幼児健康診査事業 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査 ※上記の他に医療機関への委託あり(6～7か月児健康診査、9～10か月児健康診査) ②幼児歯科健康診査事業 1歳6か月児歯科健康診査、2歳児・2歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、3歳6か月児・4歳児歯科健康診査 上記①～②の対象者には、町から受診案内を通知する。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開始時間毎に定員を設けた予約制にしている。 ①については、予診、身体計測、小児科診察、栄養集団指導(3～4か月児)、個別相談、歯科健診(1歳6か月児、3歳児)、尿検査(3歳児)、視力検査(3歳児)、聴力検査(3歳児)を実施。 ②については、予診、歯科医師による診察、歯科衛生士による個別指導、栄養士による集団指導等を実施。また、歯科医師の指示と保護者の希望があった場合には、予防処置(フッ化物塗布等)を行っている。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和57年4月から町医師会の協力により1歳6か月児健診(歯科健診を同時実施)を開始、平成7年9月には2歳・2歳6か月児歯科健診と3歳6か月・4歳児歯科健診を開始した。平成9年4月には母子保健事業の実施主体が町に移管され、3～4か月児健診および3歳児健診(歯科健診を同時実施)を開始した。 3～4か月児健診については、健診内容の充実を図るため、平成14年から平成26年度まで公立福生病院小児科の協力を、平成27年から令和元年度まで杏林大学病院小児科の協力を得ている。 1歳6か月児健診については、平成26年から令和元年度まで公立福生病院小児科の協力を得ている。 3歳児健診については、それまで町医師会の輪番制だったが、健診内容の充実を図るため、平成29年から平成30年度まで公立福生病院、令和元年度から新井クリニック委託と町内小児科医により実施しており、対象者が多い場合には小児科医2名体制とした。 平成15年度には3～4か月児健診に助産師を配置し「助産師相談」として実施している。平成18年度にはブックスタート事業の一環として、3～4か月児健診で絵本2冊の配布を開始した。なお、各健診とも近隣市町村と比較して受診率が低い傾向があり、平成26年度から未受診者フォローの方法を変更した。 令和2年度からは各健診とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開始時間毎に定員を設けた予約制で実施している。								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	医師・歯科医師や専門職(保健師、助産師等)が、乳幼児の健全な成長を確認し、保護者への必要な指導・助言を行う機会として継続する必要がある。また、未受診者を確実にフォローすることで虐待の早期発見にもつながる。令和4年度は視力検査機器を導入し、弱視、斜視等の異常を早期に発見し、治療につなげる。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	乳幼児健康診査等を滞りなく実施し、保護者へ必要な指導・助言を行った。健康診査の未受診者には、保健師が未受診者面談を行う等フォローを確実に行った。また、3歳児健康診査で屈折検査機器を使った視力検査を行い、弱視、斜視等の目の異常を疑われる場合には、専門医につないでいる。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査は、乳幼児の健全な成長の確認や保護者への指導・助言の機会として、必要不可欠である。その実施に当たっては、医師・歯科医師等の医療職が必ず必要であるが、町内に小児科医師が少なく、医師の確保に課題がある。近隣市町村の医療機関にも協力を仰ぎ、小児科医師の確保に努める必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	乳幼児健診・幼児歯科健診事業
担当部署	福祉部 健康課 保健係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	乳幼児健康診査
		実施予定		幼児歯科健康診査
		検討中		
		未検討		
		協働できない		

協働による 効果 (見込み)	医師、歯科医師の診察や、助産師、看護師、歯科衛生士など専門職による相談・指導・助言を行うことにより、専門的な内容での事業実施が可能となり、事業効果が高まる。
----------------------	--

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		5,160	6,125	7,968	7,875	7,875	7,122	6,988
内 訳	一般財源	4,648	5,631	6,809	7,363	7,363	6,004	6,429
	国庫支出金						624	
	都支出金	512	494	1,159	512	512	494	559
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	会計年度任用職員報酬	2,454	3,212	3,769	3,642	3,642	3,162	3,769
	保健衛生医師等報酬	828	1,402	1,380	1,380	1,380	1,291	1,380
	消耗品(パンフレット等)	247	176	280	242	242	127	280
	印刷製本費	15	16	18	14	14	25	18
	医薬材料費	8	20	20	16	16	12	20
	通信運搬費	117	126	132	88	88	115	132
	洗濯代	1	1	1	1	1	1	1
	健康診査委託料	1,490	1,172	1,168	1,172	1,172	1,141	1,168
	備品購入費(スポットビジョンスクリーナー)			1,200	1,320	1,320	1,248	
	上記備品の保守委託料							220
	コメント	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部中止や定員を設け回数を増やして実施した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を設け予約制で実施する。	スポットビジョンスクリーナーは3歳児健康診査の視覚検査で使用する。乳幼児健診小児科医師確保のための委託料の増加の可能性がある。				左記備品の保守委託料は2年間分

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	医師、歯科医師とともに、保健師、管理栄養士、助産師、看護師、 歯科衛生士などの専門職を確保する必要がある。それにより受 診者への適切な指導・助言が可能になる。現在は新型コロナウイ ルス感染拡大防止のため定員を設け予約制で実施している状況 であり、健診での託児も行っていないが、今後、託児を行える状 況になったらその人員も確保しなければならない。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定	町内に小児科医が常駐することが望ましいが、現状において最善の方法で事業を実施している点について評価する。 新たに実施している視力検査については、受診率を高めるとともに未受診者へのフォローを確実に実施されたい。	

施策分野評価シート

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち
施策分野	4	地域・生活福祉
10年後のめざす姿	地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
近所との付き合いをほとんどしていない人の割合	18.2% (令和元年度)	—	—			17.0% ()
町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動を活動している人の数	2.1% (令和元年度)	—	—			3.0% ()
説明・コメント		※ 地域福祉保健計画における指標の2項目は、令和6年度にアンケートを実施予定	※ 地域福祉保健計画における指標の2項目は、令和6年度にアンケートを実施予定			-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	84,429	84,201			
国庫支出金	0	0			
都支出金	10,773	11,340			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	95,202	95,541	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	78,887	83,393			
国庫支出金	0	0			
都支出金	10,467	11,643			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	89,354	95,036	0	0	0

施策の評価(分析)

4 重点施策			担当課	福祉課
施策	1	地域福祉の推進	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、保護司等と連携し第4次地域保健福祉計画の進捗状況を確認した。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、対面でのコミュニケーション不足が懸念される。そのような中でもおひさまキッチンでは延べ124名ものボランティアの方が参加し、多世代間交流事業を行っていることは評価できる。今後も多世代で地域福祉活動を継続するにあたり、各団体とさらなる連携を強化されたい。	
令和4年度		社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、保護司等と連携し第4次地域保健福祉計画の進捗状況を確認した。	新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中、懸念されている人と人とのつながりがなくなってきたことが問題視されている。各種団体等と連携し、地域で様々な福祉に関する課題へ対応する体制の充実に努められたい。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

			担当課	福祉課
施策	2	生活困窮世帯への支援	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金を給付した。	年度途中に緊急に進めなければならなくなった臨時特別給付金事業だったが、制度を構築し遺漏なく効率的に実施したことは評価できる。	
令和4年度		住民税非課税世帯や家計急変のあった世帯、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金を給付した。	緊急的な給付が続いたが、燃料・物価高騰など社会情勢が不安定の中、家計消費にどのような影響があったか、把握する必要がある。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

5 個別事務事業概要			(単位:千円)		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	ふれあいセンターの施設管理	福祉課	17,701	17,701	18,303
			事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり		
			指定管理者制度を導入し、住民だれもが安全、安心に使用できる「瑞穂町ふれあいセンター」(以下「センター」という。)として、利用者に配慮した会議室の貸し出し方法などを含めた住民サービスの充実を目標とする。また、一人でも多くの方がセンターを利用してもらえるように、PR活動を行う。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	権利擁護事業の推進	福祉課	16,750	16,527	16,761
			事務事業の概要		
			知的障がい者・精神障がい者・高齢者・認知症など判断能力が十分でない方が、悪質商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題に直面したとき不利益を被らないように保護し、支援する。また財産管理にとどまらず、その人が自分の望む生活を実現し、生活し続けるために援助することを目的とする。また以下の業務は主として社会福祉士が実施している。		

No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額	
			当初予算額	決算額		
3	地域福祉活動支援	福祉課	61,090	60,808	61,193	
			事務事業の概要			
			・地域福祉を推進する上で中心的役割を担う社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会(以下「社協」という)と連携し、地域福祉活動の充実を図る。また、地域の様々な福祉活動やボランティア活動への参加を推進する。・社協への助成金の内容確認は福祉課職員が行い、派遣職員は職員給与、経理(出納・財務会計含む)予算・決算・事業計画・報告等庶務全般に関することなどを行っている。社協と町行政の協力関係を強化するため、福祉課職員が社協職員との連絡を密にとり、町の政策との整合性を図る。・民生委員・児童委員協議会、保護司、ボランティア団体・NPOの活動に必要な情報提供及び支援を行う。			
合 計 額			95,541	95,036	96,257	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	ふれあいセンターの施設管理				担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係			
					作成者	小山健一			
長期総合計画	基本目標	1 7	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	4 4	地域・生活福祉 公共施設マネジメント			
	施策名	1 1	地域福祉の推進 既存施設の適切な維持管理			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿	地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例及び条例施行規則、地方自治法第244条の2第3項							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	指定管理者制度を導入し、住民だれもが安全、安心に使用できる「瑞穂町ふれあいセンター」(以下「センター」という。)として、利用者に配慮した会議室の貸し出し方法などを含めた住民サービスの充実を目標とする。また、一人でも多くの方がセンターを利用してもらえるように、PR活動を行う。 指定管理者の業務内容 ・センターの運営管理に関すること。 ・センターの施設、設備の維持及び保全に関すること。 ・センターの清掃その他環境衛生管理に関すること。							
	経 緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和47年に公民館条例改正 ・昭和47年に福祉会館条例を制定 ・管理を社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会へ委託、「瑞穂町福祉会館」として定めた。 ・昭和56年に建物南側の増築(RC2F、387.30㎡)工事(都補助) ・平成8年内部改修、車椅子対応のトイレ設置、空調機取替等工事(町単独) ・平成21年大規模改修(エレベーター、だれでもトイレ、個別空調機等)及び増築工事(2階会議室58.02㎡)(町単独) ・平成22年に瑞穂町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例を制定 ・平成22年に社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会と、指定管理者の協定を5年間(平成22年度～26年度)締結 ・平成27年に社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会と、再度指定管理者の協定を5年間(平成27年度～31年度)締結 ・令和元年度に令和2年度から7年度の5年間の協定を締結 ・令和2年度に全館にフリーWi-Fi環境を整備し、みずほサテライトルームを設置							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	住民が利用しやすい施設となるような貸館業務や事業を行う。
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	ふれあいセンターの設置目標に沿った管理運営と、地域のコミュニケーションや交流活動を促進するための拠点として、利用しやすい施設となるような貸館業務や事業を行った。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	令和2年2月からは新型コロナウイルス感染拡大のため利用者は減少したが、徐々にコロナ以前の利用者数に戻りつつある。今後も以前の利用者が継続して利用してもらえるような工夫と、駐車スペースの確保が課題である。また、改修後10年以上が経ち修繕箇所が徐々に増えている。様々な設備について計画的な修繕が必要と思われる。
------------	---	----	---

事務事業名	ふれあいセンターの施設管理
担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		17,369	18,603	18,000	17,701	17,701	17,701	34,500
内 訳	一般財源	17,369	18,603	17,750	17,636	17,134	17,134	34,500
	国庫支出金							
	都支出金			250	567	567	567	
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	耐震調査委託							
	管理運営							
	設計委託							
	駐車場工事							
	改修工事							
	監理委託							
	備品購入		433					
	指定管理費	16,732	17,180	17,500	17,363	17,363	17,363	17,500
	修繕費		990					17,000
	役務費							
	委託料	637		500	338	338	338	
	コメント	指定管理料の人件費部分については、今後増加する見込みである。ふれあいセンターの全館にフリーWi-Fi環境を整備するものである。	指定管理料の人件費部分については、今後増加する見込みである。修繕費は、2階空調機の修繕費である。	指定管理料の人件費部分については、今後増加する見込みである。ふれあいセンター西側の階段に手摺を設置する委託料である。計画的な修繕をする。				指定管理料の人件費部分については、今後増加する見込みである。建物が改修後10年以上が経ち、計画的な修繕をする。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	予算については、指定管理者の運営管理費として17,363,000円、またふれあいセンター西側の階段に手摺を設置する必要があるため、338,000円の修繕費を予定している。人員については、現在2名体制のため1名増員が必要である。(R4.1から3名体制になっている。)	—
	人員増の必要性	●必要である 必要ではない
評価・査定	町福祉行政の拠点となっている施設である。また、新型コロナウイルス感染症拡大時には、サテライトルームを臨時的に設置するなど、社会情勢に応じた取組について評価する。施設の維持費用については、計画的かつ効果的な事業の実施を期待する。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	権利擁護事業の推進				担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係			
					作成者	小山健一			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康で健やかに暮らせるまち	施策分野	4	地域・生活福祉			
	施策名	1	地域福祉の推進			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項、第876条の9第1項、社会福祉法第2条第3項第12号、老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、成年後見制度の利用の促進に関する法律							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	知的障がい者・精神障がい者・高齢者・認知症など判断能力が十分でない方が、悪質商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題に直面したとき不利益を被らないように保護し、支援する。また財産管理にとどまらず、その人が自分の望む生活を実現し、生活し続けるために援助することを目的とする。また以下の業務は主として社会福祉士が実施している。 権利擁護センターの業務内容 ①福祉サービス総合支援事業 - 福祉サービスの利用についての苦情、権利擁護相談、成年後見制度利用相談 - 苦情対応機関の設置(法律専門相談の実施) ②成年後見活用あんしん生活創造事業 - 後見人のサポート - 地域ネットワークの活用 - 運営委員会等の設置							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成12年の介護保険制度の導入を契機に、福祉サービス利用者のための様々な利用者保護・支援システムが整備され、成年後見制度も同時にスタートした。その後障がい福祉サービスも利用契約制度に移行し、平成18年の高齢者虐待防止法の施行により、地域において権利擁護支援に取り組むことが重要となり、平成24年10月から障害者虐待防止法の施行、市民後見推進事業の実施により、権利擁護センター等の機関の設置が求められていた。これらの経緯を踏まえ、令和元年10月社会福祉協議会内に、「権利擁護センターみずほ」がオープンした。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	社会福祉協議会では「福祉サービス利用援助事業」として、認知症高齢者や知的障がい者などの判断能力が十分でない方を対象に、安心して日常生活が送れるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを提供している。その延長線上にある成年後見制度の申立支援や相談、情報提供、さらに後見人になった人のサポート、地域のネットワーク作りを一元的にできる権利擁護センターを設置した。権利擁護センターが円滑に事業遂行できるよう、支援していく。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	権利擁護に関する援助、相談機関である「権利擁護センターみずほ」を中心に、瑞穂町社会福祉協議会、関係各機関と連携し事業の推進を図った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	社会福祉協議会内の権利擁護センターや成年後見制度の更なるPRが必要である。また、当人にとって恩恵が実感できるような制度となるよう、関係者との情報共有を円滑にし、課題解決のための取り組みが今後一層必要である。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	権利擁護事業の推進
担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		16,201	16,535	17,072	16,750	16,750	16,527	17,072
内 訳	一般財源	9,181	9,515	10,052	9,730	9,730	9,507	10,052
	国庫支出金							
	都支出金	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	権利擁護事業委託料	16,201	16,519	16,830	16,519	16,519	16,519	16,830
	役務費		16	242	231	231	8	242
	コメント	権利擁護センターを社会福祉協議会へ委託する委託料を計上している。	成年後見制度の首長申し立て3件分と権利擁護センターを社会福祉協議会へ委託する委託料を計上している。	成年後見制度の首長申し立て3件分と権利擁護センターを社会福祉協議会へ委託する委託料を計上している。人件費部分については、今後増加する見込みである。				成年後見制度の首長申し立て3件分と権利擁護センターを社会福祉協議会へ委託する委託料を計上している。人件費部分については、今後増加する見込みである。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	社会福祉協議会への委託料は、福祉サービス総合支援事業の利用者サポートとして7,313,000円、成年後見活用あんしん生活創造事業(後見人サポート、地域ネットワークの活用、運営委員会の設置)として9,517,000円の計16,830,000円となり、その内の約1/2の7,020,000円は東京都からの補助がある。人員については現職員で行う。	—
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定	町における高齢化や障がい者への理解が進むなか、住民の権利擁護は重要な事業である。指定管理制度を利用し、業務を円滑に実施しながら、関係機関との緊密な連携を継続して実施することが必要である。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	地域福祉活動支援				担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係			
					作成者	小山健一			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	4	地域・生活福祉			
	施策名	1 2	地域福祉の推進 生活困窮世帯への支援			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿	地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点⑤		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町第4次地域保健福祉計画、社会福祉法第109条、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・公益法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例、東京都地域福祉推進事業補助要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	・地域福祉を推進する上で中心的役割を担う社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会(以下「社協」という)と連携し、地域福祉活動の充実を図る。また、地域の様々な福祉活動やボランティア活動への参加を推進する。 ・社協への助成金の内容確認は福祉課職員が行い、社協職員は職員給与、経理(出納・財務会計含む)予算・決算・事業計画・報告等庶務全般に関することなどを行っている。社協と町行政の協力関係を強化するため、福祉課職員が社協職員との連絡を密にとり、町の政策との整合性を図ることが必要となる。 ・民生委員・児童委員協議会、保護司、ボランティア団体・NPOの活動に必要な情報提供及び支援を行う。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和47年社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会として設立し、昭和59年から町職員を派遣 ・NPOについては、平成10年に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が施行されて以来、現在ではNPO法人が行う社会貢献活動は地域に根付き定着している。 ・昭和23年に民生委員法が施行され、民生委員の活動が始まり、現在の民生委員・児童委員の人数は36名で、地区委員が34名、主任児童委員が2名で活動を行っている。 ・昭和25年に保護司法が施行され、保護司の活動が始まった。瑞穂町では現在16名の保護司が活動をしている。 ・令和2年度から子どもの貧困、高齢者の孤食の現状を鑑み、民生委員を中心としたボランティア団体が、多世代間の交流や地域におけるコミュニティの活性化も狙った多世代間交流事業「おひさまキッチン」が瑞穂第一小学校で開始された。 ・令和3年度に「おひさまキッチン」が瑞穂第一小学校に加えて、瑞穂第四小学校でも開催されることが決定された。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	地域保健福祉計画の施策を進める上で、行政だけでは進められない部分を社会福祉協議会と連携をとり推進していく。民生委員・児童委員は地域での活動がしやすいよう支援する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、各福祉団体の事業や会議などが中止になったが、感染防止対策をして、会議などを開催した。また、第4次地域保健福祉計画は、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司と連携を取り、推進することができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	社会福祉協議会の財源については、町の助成金に依存することなく自主財源確保のため努力するよう働きかけている。民生委員・児童委員については、地域住民が地域住民が抱える課題が複雑・多様化している中、最も身近な相談相手となり、行政との橋渡し役として活動を行っているが、個人情報の保護、プライバシーの保護に関する意識が年々高まり民生委員活動に大きな影響を与えている。
------------	---	----	--

事務事業名	地域福祉活動支援
担当部署	福祉部福祉課 福祉推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	社会を明るくする運動実施委員会
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	各団体と協働することによって、色々な視野が見えてくることを期待する。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		58,232	54,216	61,824	61,090	61,090	60,808	61,805
内 訳	一般財源	54,542	50,769	58,071	57,337	57,337	56,752	58,052
	国庫支出金							
	都支出金	3,690	3,447	3,753	3,753	3,753	4,056	3,753
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	社会福祉協議会助成金	53,108	48,175	55,069	54,335	54,335	54,335	55,069
	民生委員関係	3,581	3,517	4,061	4,061	4,061	4,139	4,006
	保護司関係	798	1,088	1,219	1,219	1,219	1,004	1,128
	福祉団体関係	745	1,241	1,325	1,325	1,325	1,305	1,325
	多世代間交流事業		195	150	150	150	25	277
	コメント	社会福祉協議会助成、社会福祉委員(民生委員・児童委員)報酬及び旅費、保護司(社会を明るくする運動)活動謝礼	社会福祉協議会助成、社会福祉委員(民生委員・児童委員)報酬及び旅費、保護司(社会を明るくする運動)活動謝礼	社会福祉協議会助成、社会福祉委員(民生委員・児童委員)報酬及び旅費、民生委員改選に伴う新任者への研修及びポロシャツの購入、保護司(社会を明るくする運動)活動謝礼、社会を明るくする運動のぼり旗の購入、多世代間交流事業「おひさまキッチン」はボランティアが実施予定のための消耗品等を見込んでいます。				社会福祉協議会助成、社会福祉委員(民生委員・児童委員)報酬及び旅費、保護司(社会を明るくする運動)活動謝礼

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	社会福祉協議会への助成金については、自主財源で賄えない部分を助成している。社会福祉委員の報酬1人90,000円、保護司謝礼1人20,000円は毎年同額である。民生委員改選に伴う新任者への研修及びポロシャツの購入、社会を明るくする運動のぼり旗の購入の予算計上をする。福祉団体関係の福祉有償運送の事業者への補助金は昨年度と同額である。人員については、現在2名体制のため1名増員が必要である。(R4.1に3名体制になっている。)	人員増強については、職員採用試験を実施し、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいくとともに、組織改編についても検討する。
	人員増の必要性	●必要である □必要ではない
評価・査定	コロナ禍で感染に留意しながら、事業を実施していることについては評価する。民生・児童委員の活動は地域にとって欠かせない活動ではあるが、社会情勢の変化に注視しながら最適な手法を検討することが必要となる。	

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち
施策分野	5	障がい者福祉
10年後のめざす姿	障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一般相談支援事業所実利用件数	1,133件 (令和元年度)	981件	353件			1,150件 ()
就労支援センター登録者数	135人 (令和元年度末日時点)	150人	158人			150人 ()
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	309,249	335,869			
国庫支出金	403,946	467,637			
都支出金	214,333	254,683			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	927,528	1,058,189	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	330,086	345,371			
国庫支出金	458,547	456,274			
都支出金	242,815	295,004			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	1,031,448	1,096,649	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	福祉課
施策	1	ふれあい、ささえ合いの地域づくり	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		障がい児の支援体制充実のため、関係機関と連携会議を行った。また、民間の障害福祉サービス事業所2か所が増え、サービスへのアクセス性が向上した。当事者・擁護者の高齢化などにより、グループホームなど生活を支えるサービスのニーズが一層高まっている。	コロナ禍の中において、体制や仕組みの整備について成果がある。利用者のニーズを踏まえ、支援事業を継続されたい。	
令和4年度		障がい児の支援体制充実のため、心理士による保育園等支援を拡充し、教育委員会・保健センター等との連携会議を行いました。地域に不足するサービスを充実させるため、令和5年度にグループホーム、就労継続支援B型事業所開設を検討する民間事業所の相談に積極的に応じました。基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の整備が課題となっていますが、委託可能な事業所がなく実現できていません。引き続き民間事業所の誘致などが必要です。	引き続き、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点における課題を整理し、町のニーズにあった地域づくりに向けて努力されたい。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	障害福祉計画の推進	福祉課	960,605	1,000,079	1,089,117
			事務事業の概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付及び地域生活支援事業に係るサービスの必要量の見込みや必要量の確保のため、具体的な目標に基づいた円滑な事業実施をはかる。 計画実施にあたっては基本理念及び目標に基づき、計画で定めた必要見込量への対応やニーズに対して不足するサービスの資源開発を行っていく。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	心身障害者(児)施設の 管理運営	福祉課	73,955	72,861	77,686
			事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 瑞穂町福祉作業所における訓練等給付事業及び心身障害者(児)福祉センターあゆみにおける地域生活支援事業について、指定管理者と連携し円滑な運営を行い、障がい者(児)の就労機会の拡大、日中活動の充実、介護者の負担軽減につなげる。主な内容は以下のとおり。 1. 瑞穂町福祉作業所:障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業を実施。 2. 瑞穂町心身障害者(児)福祉センター:障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく事業を実施。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	精神障害者施設の管理 運営	福祉課	23,629	23,709	26,427
			事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 瑞穂町精神障害者地域活動支援センター、瑞穂町精神障害者共同作業所における通所事業について、指定管理者と連携し円滑な運営を行い、日中活動の自立、社会復帰、介護者の負担軽減精神障がい者の就労機会の拡大につなげる。主な内容は以下のとおり。 1. 精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」(旧箱根ヶ崎共同作業所)2. 精神障害者共同作業所「ころぼくる」(旧駒形富士山共同作業所 1、2とも:みずほまち精神保健福祉会へ指定管理委託		
合 計 額			1,058,189	1,096,649	1,193,230

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	障害福祉計画の推進				担当部署	福祉部(局) 福祉課(館)障がい者支援係			
					作成者	若松亮子			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	5	障がい者福祉			
	施策名	1	ふれあい、ささえ合いの地域づくり			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	・障害者基本法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法 ・児童福祉法 ・第4次地域保健福祉計画 ・障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付及び地域生活支援事業に係るサービスの必要量の見込みや必要量の確保のため、具体的な目標に基づいた円滑な事業実施をはかる。 内容:計画実施にあたっては基本理念及び目標に基づき、計画で定めた必要見込量への対応やニーズに対して不足するサービスの資源開発を行っていく。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和22年:児童福祉法制定。児童相談所及び精神薄弱児施設等設置。知的障がい児の保護、指導の措置開始。 昭和25年:精神衛生法制定。児童福祉法の対象外であった知的障がい者を含む精神障がい者の医療的措置開始。 昭和35年:精神薄弱者福祉法(現知的障害者福祉法)制定。知的障がい者を対象とした独立した法律が制定された。 平成10年:知的障害者福祉法制定。精神薄弱の用語が知的障害に改められた。 昭和24年:身体障害者福祉法制定。制定当初の生活困窮者の生活援護対策から自立と社会経済制度に改正され、平成15年に措置制度から支援費制度に改正。 平成18年度 障害者自立支援法が制定され、同法で障害福祉計画の策定が義務付けられた。 平成19年3月 第1期障害福祉計画(H18～H20)、平成21年3月 第2期障害福祉計画(H21～H23) 平成21年度 障害者自立支援法の廃案が決定 平成24年3月 第3期障害福祉計画が作成され、H24年度～H26年度のサービス見込量等が決定。 平成25年4月 法改正 新:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 平成27年3月 第4期障害福祉計画が策定され、H27年度～H29年度のサービス見込量等が決定。 平成30年3月 瑞穂町障害福祉計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画策定 計画期間は平成30年度から3年間 平成30年4月 改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 令和3年3月 瑞穂町障害福祉計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定 計画期間は令和3年度から3年間							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ●B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正・見直しについて情報を収集しつつ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の推進を行う。発達相談を他部署の事業と整理統合し、児童発達支援センター機能を持たせる。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	児童発達支援に係る事業(保育園等への巡回指導の対象園拡大、園への出張個別相談の開始など)の拡大を行った。他部署との事業統合はせず、R4年度は事業協力の形で連携を図った。児童発達支援センターの機能はほぼ整ったが、子育て支援施策の動向を注視し、センターの在り方を検討することとした。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	障害福祉計画でR5年度までに設置することとしているもののうち、児童発達支援センターの設置について具体的に検討したが、法改正などにより、子育て応援課、健康課などが関連する子育て支援施策の大幅な見直しが行われる見込みのため、これら子育て支援施策全体の方向性を考慮して設置を行うため、当面の間、福祉課にその機能だけを持たせることとした。 計画では、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備も行うこととなっているが、現状では委託できる民間事業所がないため、引き続き民間事業所の誘致や設置方法の検討を行う必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	障害福祉計画の推進
担当部署	福祉部(局) 福祉課(館)障がい者支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	地域保健福祉審議会
		実施予定		自立支援協議会
		検討中		緊急システム地域活動
		未検討		重度脳性マヒ介護事業
		協働できない		身体・知的障害者相談員活動
協働による 効果 (見込み)	計画の進捗状況の確認、地域住民による相互支援が行われる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		860,544	937,254	976,171	960,605	960,605	1,000,079	1,083,910
内 訳	一般財源	226,687	247,612	257,377	251,690	251,690	261,410	290,866
	国庫支出金	415,327	450,733	469,551	458,700	458,700	447,868	480,702
	都支出金	218,530	238,909	249,243	250,215	250,215	290,801	312,342
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	会計年度任用職員報酬ほか	4,392	4,488	8,840	8,193	8,193	7,416	11,787
	報酬	1,342	1,157	1,338	1,338	1,338	1,127	1,466
	報償費	3,040	3,060	3,061	3,061	3,061	2,115	2,194
	旅費	19	11	35	35	35	2	45
	役務費	773	649	528	526	526	570	1,049
	委託料	30,084	27,355	27,666	27,790	27,790	25,236	29,952
	使用料及び賃借料	713	713	713	713	713	713	713
	備品購入費	290	191	163	163	163		163
	負担金、補助及び交付金		1,173		6,720	6,720	6,600	6,120
	扶助費	819,891	898,457	933,827	912,066	912,066	956,300	1,030,421
	コメント	令和2年度は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に伴う、委員報酬、アンケート郵送料及び委託料を計上	避難行動要支援者名簿の管理を行うため、システム改修を実施、民間福祉サービス事業所の10月新規開設に伴う補助金支出が発生(ただし都補助10/10)	発達相談を他部署の事業と整理し、事業内容を以下のように充実させ、児童発達支援センターの機能を持たせた。心理士巡回先の拡大、保育園等への出張個別相談開始、保健センター心理グループ事業への協力、児童発達支援事業所等への助言・指導試行的実施。扶助費の増額は、主に介護給付・訓練等給付・障害児通所支援などの利用が伸びていることによる。また、新たに設立した民間障害福祉サービス事業所への補助金支出も増加している(都補助率10/10)。R4.3月常勤保健師1名の退職(職員減)に伴い、R4.10月から障がい者相談員(精神保健福祉士及び社会福祉士有資格者)1名を会計年度任用職員として任用(9月までは職員係会計にて任用)。これにより、専門職による相談体制を維持した。				発達支援センターの設立に向け、事業に係る経費を増額し計上した。第7期障害者福祉計画策定に係る経費を計上した。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

		主 管 課		査 定	
人員 要求	法改正と、相談支援業務の充実により対象者のサービス利用が進み、給付費は増加傾向となっている。個別ケースの対応も複雑化し発達障害をはじめとした各種相談件数も年々増加している。しかし当町では障害福祉サービスを利用する上で必要なサービス等利用計画を立案できる特定相談支援事業所の数が少ない。第6期障害福祉計画で設置の目標を掲げている児童発達支援センター及び基幹相談支援センターの設置に向けて、発達相談の事業を整理統合、発展させるため、心理士の雇用が必要である。			社会情勢の変化により法改正も進み、給付が増えている事は理解している。現状の事務事業に対応するため、引き続き創意工夫願いたい。人員については、専門職を含め、柔軟に対応するとともに、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいく。	
	人員増の必要性	必要である 必要ではない			
評価・査定	国の法令に関連する事業であるため、各種法令にもとづいて適正に実施することが必要である。課題としている各センター機能の設置については、計画的に進められることを期待する。				

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	心身障害者(児)施設の管理運営				担当部署	福祉部(局)福祉課(館)障がい者支援係			
					作成者	若松亮子			
長期総合計画	基本目標	1 7	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	5 4	障がい者福祉 公共施設マネジメント			
	施策名	4 1	就労支援と社会参加の促進 既存施設の適切な維持管理			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿	障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	障害福祉計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的:瑞穂町福祉作業所における訓練等給付事業及び心身障害者(児)福祉センターあゆみにおける地域生活支援事業について、指定管理者と連携し円滑な運営を行い、障がい者(児)の就労機会の拡大、日中活動の充実、介護者の負担軽減につなげる。 内容: 1. 瑞穂町福祉作業所:障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業を実施。一般就労困難な心身障がい者に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、維持を図る。社会福祉法人あかつきコロニーへ指定管理委託。 2. 瑞穂町心身障害者(児)福祉センター:障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく次の事業を実施。社会福祉法人あかつきコロニーへ指定管理委託。 ①地域活動支援センターⅡ型事業:就労や福祉的作業が困難な心身障がい者に日中活動の場を提供し、創作活動、機能訓練などを行い、自立と生きがいを高める事業。 ②障害児等タイムケア事業:特別支援学校等に在籍する心身障がい児の放課後や、夏休み期間等に活動出来る場を提供し、介護者の休息や就労支援を行う事業。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	1. 瑞穂町福祉作業所「さくら」 H7:瑞穂町心身障害者(児)福祉センターで授産事業開始。 H22:瑞穂町福祉作業所を新築し、上記授産事業を障害者自立支援法に基づく訓練等給付である「就労継続支援B型事業」に移行して開始。 2. 瑞穂町心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」 H7:瑞穂町心身障害者(児)福祉センターで授産事業と心身障害者(児)地域デイサービス事業を開始。 H22:上記授産事業を瑞穂町福祉作業所に分割。地域デイサービスの成人部門を障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターⅡ型事業に、児童部門を同事業の障害児等タイムケア事業に移行。 H25年4月 障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に改正。 H28年4月 指定管理者が社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会から社会福祉法人あかつきコロニーに変更。 R2年3月 寄附により障害児等タイムケア事業の送迎車両を購入。R2年4月から同事業の送りの送迎を開始した。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ● B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	障がい者(児)の自立支援及び日中活動の充実のため、地域活動支援センター事業、タイムケア事業、就労継続支援事業を実施。施設管理を継続していく。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ● B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	地域活動支援センター事業、タイムケア事業、就労継続支援事業はいずれも滞りなく実施することができた。施設の老朽化への抜本的な対策は行えなかった。物価高騰による経費増分を委託料増額により補助した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ● B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	近年、障がい児を対象とした「放課後等デイサービス」、重度障がい者を対象とした「生活介護」などの民間事業所が町内及び近隣自治体に少しずつ充実し、それに伴って「あゆみ」の利用者が減少傾向にある。ただし民間事業所だけで受け入れの難しい重度障がい者(児)や行動障がいのある利用者は引き続き「あゆみ」が必要な現状がある。障害福祉計画に基づき、引き続き公設民営のサービスを安定的に提供できるように、施設の管理・運営を継続する必要がある。 施設の老朽化は町有障害福祉施設4か所共通の課題だが、特に建築が早く福祉避難所にも指定されている「あゆみ」を最優先とし、サービス提供に支障が生じないよう、計画的に施設の保全を行う必要がある。
------------	--	----	--

事務事業名	心身障害者(児)施設の管理運営
担当部署	福祉部(局)福祉課(館)障がい者支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	施設管理
		実施予定		地域施生活支援センター事業
		検討中		障害児等タイムケア事業
		未検討		就労継続支援事業B型
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	あゆみ・さくらで実施する事業を委託している法人に施設管理を任せることにより、効率的な施設管理・運用が期待できる。社会福祉法人として専門的で充実したサービスを提供することができる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		72,781	72,034	75,646	73,955	73,955	72,861	111,433
内 訳	一般財源	65,940	65,073	65,786	65,936	65,936	65,223	73,273
	国庫支出金	4,361	4,641	7,640	5,346	5,346	5,092	35,640
	都支出金	2,480	2,320	2,220	2,673	2,673	2,546	2,520
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及び コメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費	1,811	647	32	19	19	17	60
	役務費	74	248	136	207	207	206	263
	委託料	50,418	50,218	54,598	51,124	51,124	51,650	53,198
	工事請負費							37,000
	備品購入費	242					242	
	扶助費	20,236	20,888	20,880	22,587	22,587	20,733	20,880
	公課費		33		18	18	13	32
	主に、指定管理委託料及び地域生活支援センター事業費、障害児等タイムケア事業費。	役務費はあゆみ送迎用車両の法定点検費用及び共済任意保険料。需用費増額は、あゆみのトイレ改修に伴う修繕補正でエアコン移設(委託)を実施	さくらの送迎(9月～)に係る経費分として指定管理料増。 役務費は送迎用車両の法定点検費用及び車検関連費用、共済任意保険料。	委託料増は、さくらの送迎経費半年分約40万円増及び物価高騰緊急対策補助金(光熱水費・燃料費助成)分(あゆみ137千円、さくら147千円)の増。 役務費は送迎車両(庁用車)の車検等経費。 備品は、さくら送迎車両のスタッドレスタイヤ。 あゆみの利用延べ人数が減少しており、地域生活支援事業費支出が年々減少している(あゆみの収益減)。				さくら第三者評価分の増。 あゆみ改修工事に伴う増額あり。
	コメント							

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	障害者総合支援法に基づく人員配置となっている。また、地域活動支援センター事業については重度障がい者への加算も行っており、仕様書の基準を満たす人員配置となっているが、重度障がい者への対応については、今後、加配を検討する必要がある。また、民間サービスの充実により定員を割り込む状況が続いており、指定管理者の減収を補う対策が必要。 施設老朽化への対応も必要。	—
	人員増の必要性	●必要である ●必要ではない
評価・査定	施設の老朽化に伴う修繕等については、実施する事業の内容等に応じて、その必要性を判断することが必要である。課題にあるように、民間事業者の施設利用者増加により、本施設の利用者が減少しているのであれば、現状に応じた施設の設置を検討する必要がある。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	精神障害者施設の管理運営				担当部署	福祉部(局) 福祉課(館) 障がい者支援係			
					作成者	若松亮子			
長期総合計画	基本目標	1 7	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	5 4	障がい者福祉 公共施設マネジメント			
	施策名	4 1	就労支援と社会参加の促進 既存施設の適切な維持管理			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿						長期総合計画基本構想(重視すべき視点)			
事業概要	根拠計画及び根拠法令	障害福祉計画・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的:瑞穂町精神障害者地域活動支援センター、瑞穂町精神障害者共同作業所における通所事業について、指定管理者と連携し円滑な運営を行い、日中活動の自立、社会復帰、介護者の負担軽減精神障がい者の就労機会の拡大につなげる。 内容: 1. 精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」(旧箱根ヶ崎共同作業所):平成23年10月から障害者総合支援法(旧法:障害者自立支援法)に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センター事業に移行した。指定相談支援事業の委託を継続。障害支援区分認定調査事業の委託を継続。一般就労及び就労継続支援の利用が困難な精神障がい者に、生活訓練及び余暇活動、創作活動、軽作業等の機会を提供し、障害福祉サービスの利用調整や介護者の支援を行う。 2. 精神障害者共同作業所「ころぼっくる」(旧駒形富士山共同作業所):障害者総合支援法(旧法:障害者自立支援法)の訓練等給付に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業に移行した。一般就労を希望する若しくは作業により生活の自立を目指したい精神障がい者に対して、就労訓練の機会の支援と就労援助を行う。 1、2とも:みずほまち精神保健福祉会へ指定管理委託							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	H14 箱根ヶ崎共同作業所を建設。精神障がい者通所訓練事業をNPO法人みずほまち精神保健福祉会が実施 H17 駒形富士山共同作業所を建設。精神障がい者通所訓練事業をNPO法人みずほまち精神保健福祉会が実施 H18 指定管理者制度導入。みずほまち精神保健福祉会が指定管理者として選定される。指定期間はH22年度末まで。 H22 H23から5年間の指定管理者について、みずほまち精神保健福祉会を非公募で選定 H23年10月 法内事業へ移行 精神障害者地域活動支援センター(地域活動支援センター事業Ⅱ型) 精神障害者共同作業所(就労移行支援事業、就労継続支援事業B型) H25年9月 精神障害者地域活動支援センターを特定相談支援事業所(精神)に指定 H28年1月 精神障害者地域活動支援センター物置を改修し相談室設置 H27年 H28から5年間の指定管理者について、みずほまち精神保健福祉会を非公募で選定 R2年 R3から5年間の指定管理者について、みずほまち精神保健福祉会を非公募で選定							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	障害者自立支援法の法内事業移行に伴う、精神障害者地域活動支援センター事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業の定着と一般就労への移行支援を継続実施。また、施設老朽化への対応方策の検討が必要。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	精神障害者地域活動支援センター事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業は滞りなく実施できた。施設老朽化への抜本的な対応策は見いだせなかったが、ころぼっくるのエアコン修繕を実施した。また、物価高騰による経費増分を委託料増額により補助した。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	民設民営の福祉サービス事業所が不足している当町にとって、公設民営のかたちで不足するサービスを補うことは障害福祉計画に基づく福祉サービス充実の目標を達成するために重要である。今後も福祉サービスを安定的に提供できるように、施設の管理・運営を継続する必要がある。 施設の老朽化はひまわり、ころぼっくるに限らず、町有障害福祉施設4か所共通の課題であり、計画的に施設の保全を行う必要がある。令和5年度はころぼっくるの作業室の床張替修繕を実施する予定。今後指定管理者とも協議し、計画的に修繕や予防保全を行っていく。
------------	---	----	--

事務事業名	精神障害者施設の管理運営
担当部署	福祉部(局) 福祉課(館) 障がい者支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	施設管理
		実施予定		地域活動支援センター事業
		検討中		精神障害者共同作業所事業
		未検討		相談支援事業
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	ひまわり、ころぼっくるで実施する事業を委託している法人に施設管理を任せることにより、効率的な施設管理・運用が期待できる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		22,267	22,160	23,114	23,629	23,629	23,709	26,714
内 訳	一般財源	21,967	17,401	23,114	18,243	18,243	18,738	24,014
	国庫支出金		3,173		3,591	3,591	3,314	2,400
	都支出金	300	1,586		1,795	1,795	1,657	300
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及び コメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費	27						
	役務費			300			372	300
	委託料	16,214	14,994	15,879	16,113	16,113	16,374	19,479
	使用料及び賃借料	365	335	335	333	333	333	335
	工事請負費							
	備品購入費		484					
	扶助費	5,661	6,347	6,600	7,183	7,183	6,630	6,600
	コメント	ころぼっくるの下水道接続等委託料、ころぼっくるの送迎指定管理委託料に第三者評価分を増額計上	福祉バス終了に伴いひまわり・ころぼっくるの送迎を開始。ころぼっくる送迎車両経費7か月分、備品はころぼっくる、ひまわりAED購入費	委託料は、ひまわり・ころぼっくる送迎(R3.10月開始)送迎経費の増額(2施設で約112万円)、物価高騰緊急対策補助分(2施設で261千円)の増額あり。また、ころぼっくるの作業室エアコンが故障したため、指定管理者と協議のうえ、町と管理者で費用を按分し、既存エアコン1台と新品1台を設置する修繕を行った(町は新品1台分333千円を負担)。ころぼっくるの敷地借上費は地権者と交渉を行い、令和5年度から5年かけて、固定資産税の3倍から2.5倍まで毎年1ポイントずつ減額することとした。				ころぼっくるの第三者評価経費、ひまわり改修工事設計委託料に伴う増額を計上

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	—	—
	人員増の必要性	必要である 必要ではない
評価・査定	民設民営の施設が不足しているなかで、公設民営の施設を設置・運営し、福祉サービスを継続して提供している点については、評価する。施設の老朽化への対応については、ライフサイクルコストの最小化の検討が必要である。	

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち
施策分野	2	商工業
10年後のめざす姿		地域の商店と大型商業施設等が共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
企業誘致奨励制度による企業立地数	3社 (令和元年度)	3社	3社			6社 ()
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	20,571	20,248			
国庫支出金	0	0			
都支出金	500	8,430			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	21,071	28,678	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	25,724	23,545			
国庫支出金	104,442	59,800			
都支出金	18,609	34,914			
地方債及びその他の特定財源	6,033	0			
総事業費(計)	154,808	118,259	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	—
施策		—	基本構想・重視すべき視点	—
年度	【進捗状況】(主な取組等)		【評価・査定】	
令和3年度	—		—	
令和4年度	—		—	
令和5年度	—		—	
令和6年度	—		—	
令和7年度	—		—	

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	商業振興事業	産業経済課	1,402	99,377	11,295
			事務事業の概要 瑞穂町商業振興プランに基づき、地域の商店等が実施するイベント・活性化事業の所用経費を補助することで、商業の振興、小売店の経営の安定・発展を目指す。また、みずほブランドを町内外へPRし周知を図る。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	工業振興事業	産業経済課	27,276	18,882	32,402
			事務事業の概要 中小企業の経営基盤は脆弱で、経済変動の影響を受けやすい。町が、企業経営に必用な資金の融資をあっせんし、利子を補給することで、企業経営の安定化を図る。また、圏央道や国道16号、新青梅街道などの幹線道路網が充実しており、企業が立地する上で有利な環境にある。産業の振興及び雇用の機会の拡大を図り、地域経済の発展及び住民生活の向上を目的とし、企業誘致を促進する。		
合 計 額			28,678	118,259	43,697

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		商業振興事業				担当部署		協働推進部産業経済課商工係			
						作成者		村田 昌也			
長期総合計画	基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち		施策分野	2	商工業				
	施策名	1	商業の振興				重点	—	創生	—	
10年後のめざす姿		地域の商店と大型商業施設等が共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)				
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町産業振興ビジョン、瑞穂町商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱、みずほブランド認定要綱									
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	地域の商店等が実施するイベント・活性化事業の所用経費を補助することで、商業の振興、小売店の経営の安定・発展を目指す。 また、みずほブランドを町内外へPRし周知を図る。 事業構成 ・イベント事業…100万円以下(都1/2、町1/6、事業者1/3) 100万円以上(都1/3、町1/3、事業者1/3)									
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	- 平成10年度 元気を出せ！商店街事業を開始 - 平成14年度 瑞穂町商店街振興プランを策定 - 平成15年度 新・元気を出せ！商店街事業に移行 - 平成24年度 みずほブランド事業を開始 - 平成25年4月 瑞穂町産業振興ビジョン策定 - 平成27年8月 みずほマルシェの開催を開始 - 平成30年4月 瑞穂町商店街チャレンジ戦略支援事業に移行 - 令和3年度 瑞穂町産業振興ビジョン改定(令和4年3月改定予定)									

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	地域の商店等が実施するイベントの所用経費を補助し、商店街の活性化を目指す。 みずほブランドを町内外のイベントでPRする。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	地域の商店等が実施するイベントについては、コロナ禍であったものの多くの来場者があり、にぎわいの創出に寄与できた。昨年度に引き続き実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業については、昨年度を上回るポイント還元となり、低迷した町内の消費活動に大きく貢献するとともに、住民及び町内事業者のキャッシュレス決済導入に寄与することができた。また、コロナ禍で原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の事業所に対して、燃料費及び光熱費の一部を補助した中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金事業については、多くの町内中小企業者等から申請があり、経営安定化に寄与することができた。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	地域の商店等が実施するイベントについては、商業協同組合が中心となり、多くの来場者があるイベントである。多くの町民が来場する風物詩であり、組合の積極的な活動であることから継続して支援する必要がある。また、商工会主催で12月に庁舎前の広場で物販のイベントが行われた。みずほブランドも出店し、PRに努めた。町内外のイベントに積極的に参加し、PRに努める必要がある。 コロナ禍が収束しつつあるものの、原油価格や物価の高騰が続いており、状況に応じた経済対策が急速実施される場合が多くある。既存事業に支障がでないよう注意する必要がある。国や都の補助事業を積極的に活用し、町内事業者等の経済対策を実施し、継続して地域経済を下支えする必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	商業振興事業
担当部署	協働推進部産業経済課商工係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	商業振興事業
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	住民がみずほブランド認定品の購入や瑞穂町商業協同組合のイベントに参加することで、各商店の良さを知ってもらい更なる商業振興が期待される。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4			R5	
事業費		89,050	131,238	1,632	1,402	1,402	99,597	1,632
内 訳	一般財源	797	2,154	1,132	902	902	6,733	
	国庫支出金	87,587	104,442				59,800	
	都支出金	500	18,609	500	500	500	32,844	
	地方債及びその他の特定財源	166	6,033				220	
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	商店街チャレンジ戦略支援事業経費(新元気をさせ商店街事業経費)	875	860	1,000	1,000	1,000	815	1,000
	ちらし作成・配布経費							
	ブランドPR経費		182	207	14	14	25	207
	ブランドパンフレット作成経費	366	330	367	330	330	330	367
	物産展出展経費							
	ブランドマップ作成							
	プレミアム付商品券販売・換金等経費	87,587	93,771					
	ブランドロゴシール作成							
	ブランドポスター作成	57	57	58	58	58	57	58
	ブランドのぼり旗作成	165						
	キャッシュレス決済ポイント還元事業経費		23,409				43,079	
	キャッシュレス決済機器導入促進事業費		527					
	新型コロナウイルス感染症対策事業者支援相談事業経費		990					
	中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金及び事務経費		11,112					
中小企業原油価格・物価高騰臨時対策補助金及び事務経費						55,291		
コメント		商店街イベント1件。 みずほブランドパンフレット作成。 新型コロナウイルス感染症対策としてプレミアム付商品券事業を実施しました。	商店街イベント1件。 みずほブランド認定品を巡るきっかけ作りとなる事業を実施する。ブランドパンフレット作成。	商店街イベント1件。 みずほブランドパンフレット及びポスターを作成した。 地域経済の活性化及び下支えするとともに、町内事業者及び町民のキャッシュレス決済を促進するため、令和3年度に引き続き、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施した。年度途中で実施が決まったため、補正予算を組んだ。2回目の実施だったこともあり、想定していたポイント還元分を超える利用があり、補正予算で対応した。 コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の中小企業者等に対して、燃料等の購入に係る経費を補助し、中小企業者等の経営の安定化を図るため、中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金事業を実施した。年度途中で実施が決まったため、補正予算を組んだ。			商店街イベント1件。 みずほブランド認定品を巡るきっかけ作りとなる事業を実施する。ブランドパンフレット作成。	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	産業振興ビジョンに沿った事業展開、各種イベントへの出展等の事業を実施予定。現在の人員で余裕はないが対応せざるを得ない。	—
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定	新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格・物価高騰の影響に対して、国の補助金を活用し、町内事業者への影響を最小限に収めた点については、評価する。今後は、国からの補助金が減少していく中で、効果的な事業を展開していくことを期待する。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		工業振興事業				担当部署	協働推進部産業経済課商工係			
						作成者	村田 昌也			
長期総合計画	基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち		施策分野	2	商工業			
	施策名	2 4 3	工業の振興 企業誘致の推進			新しい産業の創出・イノベーション	重点	—	創生	○
10年後のめざす姿		地域の商店と大型商業施設等が共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点②
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町産業振興ビジョン、瑞穂町工業振興計画、瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則、瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則実施要綱、瑞穂町企業誘致促進条例、瑞穂町企業立地マッチング促進事業実施要綱、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付要綱、瑞穂町工業振興推進協議会条例								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	中小企業の経営基盤は脆弱で、経済変動の影響を受けやすい。町が、企業経営に必用な資金の融資をあっせんし、利子を補給することで、企業経営の安定化を図る。 圏央道や国道16号、新青梅街道などの幹線道路網が充実しており、企業が立地する上で有利な環境にある。産業の振興及び雇用の機会の拡大を図り、地域経済の発展及び住民生活の向上を目的とし、企業誘致を促進する。 異業種・他分野の組織の枠を超えた人材交流を促進し、新たな産業・イノベーションの創出を図る。 事業構成 ・融資あっせん事務…瑞穂町商工会に提出された、融資申請書の内容を審査し、適格な場合は町内の金融機関へ融資のあっせんを行う。 ・利子補給事務…瑞穂町中小企業振興資金の融資を受けた企業の利子の2分の1を町内の金融機関に支払う。 ・企業誘致事務…企業誘致奨励制度やマッチング促進事業を、町のホームページ、東京都企業立地相談センターを活用し、情報発信する。的確に奨励措置の対象企業を審査する。 ・工業振興事務…町内の製造業の企業を訪問し、現況や課題を把握し支援策を実施する。また、産業見本市等出展支援事業補助金により展示会出展企業を支援する。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和59年度 規則を制定し、瑞穂町中小企業振興資金の融資を開始 ・平成7年度 規則を全部改正 ・平成20年度 企業誘致調査委員会にて、基本方針に規定する内容を検討 ・平成21年度 企業誘致促進事業基本方針に関する研究会にて、奨励制度を検討 - 規則を改正し、融資限度額、返済期間、融資対象者の枠を拡大 ・平成22年度 規則を改正し、開業資金のあっせん要件、融資限度額、返済期間を見直し(仮称)瑞穂町企業誘致促進条例を制定 ・平成23年度 瑞穂町企業誘致促進事業開始 ・平成25年4月 瑞穂町産業振興ビジョン策定 ・平成25年5月 瑞穂町工業振興計画策定 ・平成25年度 企業誘致促進事業事務事業評価シートを工業振興事業へ統合 - 瑞穂町企業立地マッチング促進事業を開始 ・平成27年度 産業見本市等出展支援事業補助金を開始 ・平成28年度 圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会設置 ・令和元年度 瑞穂町工業振興推進協議会条例策定 ・令和2年度 瑞穂町企業誘致促進条例一部改正								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ●B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	町内企業の訪問を継続し、課題の把握及び今後の施策の研究に努める。また、融資制度や産業見本市等出展支援補助金の利用促進を図る。企業誘致のため、奨励制度のPR、企業立地マッチング事業の促進を行う。産業振興ビジョン及び工業振興計画に沿って事業を推進する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	企業訪問については継続して実施し、現況や課題の把握に努めるとともに、今後の施策の研究に努めた。また、企業訪問をきっかけに、農政係、観光・プロモーション係と連携し、ふるさと納税返礼品の登録品として、商品開発に結び付いた。令和5年度に登録予定である。融資制度については、前年度より件数は減少したものの、平年並みで件数であったが、セーフティネット保証認定の件数が増加した。認定手続き等はスピード感を持って対応した。新年度事業として、ものづくり・DX等推進事業補助金事業を実施した。補助金を13件交付し、町内製造業者のデジタル化、新製品・新技術開発、その他経営基盤の強化に寄与することができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	地域経済の発展のためには、中小企業の経営の安定化は必要不可欠である。地域経済の現況を知るためにも、町内企業の多くの割合を占める製造業の企業訪問は必要である。融資制度については、事業活動の一助となるよう、さらに利用していただくため、商工会や金融機関を通じPRを引き続き行う必要がある。事業者が抱える課題である事業承継やDXを推進するため、情報提供やきっかけづくりを継続して実施する必要がある。ものづくり・DX等推進事業補助金事業については、交付件数は少なかったものの、利用者からはおおむね好評であった。さらにPRを行うとともに、申請時等の書類作成をサポートするなど、申請しやすい環境づくりに努める必要がある。また、補助金を交付して終わりではなく、その後の経過の聞き取りをするなど、伴走型の支援として取り組む必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	工業振興事業
担当部署	協働推進部産業経済課商工係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	企業交流会
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	町の製造業等の企業訪問や交流会を行うことで連携することができる。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		12,551	23,570	23,552	27,276	27,276	18,882	31,191
内 訳	一般財源	12,551	23,570	20,702	24,426	19,346	16,812	28,341
	国庫支出金							
	都支出金			2,850	2,850	7,930	2,070	2,850
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	中小企業振興資金融資利子補給金	12,340	14,222	15,694	12,778	12,778	14,799	15,694
	産業振興ビジョン及び工業振興計画改定		6,248					
	ちらし作成・配布費用							
	企業誘致奨励金		2,348	1,761	347	347	347	1,174
	青梅線沿線地域産業クラスター協議会費用	50	50	50	50	50	50	50
	町内企業課題解決支援に関する業務委託							
	産業振興ビジョン講師謝礼			132	132	132	33	132
	町内企業課題解決支援事業	161						
	商工業振興推進協議会委員報酬		202	215	43	43	38	215
	産業見本市等出展支援事業補助金		500					
	ものづくり・DX等推進事業補助金			5,000	13,750	13,750	3,417	13,750
	(仮称)ものづくり等支援事業補助金事務委託			700				
	ものづくり・DX等推進事業専門家会議謝礼				176	176	198	176
コメント		産業振興ビジョン等の改定については、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和3年度に繰り越しました。町内課題解決支援事業について、見本市出展支援を行った。	令和元年度指定企業の奨励金が3年度から5年度までの3年間支給する(1年目)。町内企業を支援するため、見本市出展支援を実施した。産業振興ビジョン及び工業振興計画を策定した(繰越明許費)。	中小企業振興資金融資利子補給金については、融資額の高額に伴う利子及び保証金のが増額となったため、補正予算を計上した(12月議会)。令和元年度指定企業の奨励金が3年度から5年度までの3年間支給する(2年目)。DX推進セミナー及び事業承継セミナーを実施した。瑞穂町ものづくり・DX等推進事業補助金を創設し、町内中小企業者等の経営基盤強化及び新製品・新技術開発、DX推進等に寄与した。補助金を13件交付し、補助金の審査のため、2回の専門家会議を開催するとともに、事業報告会を開催し、補助事業者から事業の成果の報告を受けた。専門家からは今後の事業展開に係るアドバイスを行った。				令和元年度指定企業の奨励金が3年度から5年度までの3年間支給する。新たな補助金を創設し、町内企業を支援する。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	令和4年度から、町内製造業のデジタル技術の活用、新製品・新技術の開発その他経営基盤及び競争力強化の取組を支援するため、瑞穂町ものづくり・DX等推進事業補助金事業を新たに開始する。また、コロナ禍ではあるが、町内中小企業の活動が活発になり、中小企業振興資金融資あっせん制度の利用が多くなると予想される。さらに、年度途中からのコロナ禍による町内中小企業等のへの支援策も実施されると思われる。観光業務が他係に移管したとはいえ、人員が1名減となり非常に厳しい状態にあるが、業務を遅滞させることなく継続せざるを得ない。	
	人員増の必要性	☒必要である ☐必要ではない
評価・査定	都の補助金を活用し、町内事業者のデジタル化を推進している取組みについては、評価する。今後は、より多くの事業者への周知及び補助金の交付を行うとともに、その効果検証を実施することを期待する。	

施策分野評価シート

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち
施策分野	3	観光・イベント
10年後のめざす姿	町内の自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立ち、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
観光情報サイト アクセス数	24,269件 (令和元年度)	19,316件	21,420件			37,760件 ()
さやま花多来里の郷入園客数 (カタクリ開花時期)	10,267人 (令和元年)	8,963人	5,574人			11,000人 ()
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予算額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	12,766	18,658			
国庫支出金	0	0			
都支出金	836	836			
地方債及びその他の特定財源	0	0			
総事業費(計)	13,602	19,494	0	0	0

(単位:千円)

決算額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	3,453	3,812			
国庫支出金	0	0			
都支出金	0	836			
地方債及びその他の特定財源	100	29			
総事業費(計)	3,553	4,677	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	産業経済課
施策	1	地域資源の充実・活用	基本構想・重視すべき視点	資源を磨き生活の質を豊かにする
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		ふるさと納税制度を令和3年11月5日より開始し、返礼品を通じて、町の魅力発信、知名度の向上、地場産業の振興、新たな財源確保を図った。 また、地域資源の充実や活用を図るための方向性と施策を示すため、瑞穂町産業振興ビジョンを改訂した。	ふるさと納税返礼品事業を開始し、行政改革の観点からも新たな財源獲得となり、大きな成果である。地域資源に磨きがかかる事業となった。	
令和4年度		運用している観光情報サイトをスマートフォンに対応したパッケージに更新作業を行いました。また、公式キャラクター「みずほまる」を活用して、動くLINEスタンプや着ぐるみを製作し、発信力の強化を図りました。また、町の知名度向上を図るための推進体制等を示した「瑞穂町シティプロモーション基本方針」を策定しました。	「瑞穂町シティプロモーション基本方針」を踏まえ、町内外に町の情報を発信し、町の持続的な発展に寄与することで、結果、関係人口・生産年齢人口の増加に期待している。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

			担当課	産業経済課
施策	2	観光情報の発信・イベント情報の充実	基本構想・重視すべき視点	資源を磨き生活の質を豊かにする
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		新たな情報発信ツールとして、町の公式キャラクター「みずほまる」を活用したLINEスタンプやスタンディパネルの制作やナンバープレートデザインの募集を行い、発信力の強化を図った。 また、プロモーションの推進や町の魅力を伝える観光事業を展開するための方向性と施策を示すため、瑞穂町産業振興ビジョンを改訂した。	町のイベントが新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となっている。情報発信については、町公式キャラクターみずほまるを活用し、今後もさらに発信力強化につながる見通しである。	
令和4年度		運用している観光情報サイトをスマートフォンに対応したパッケージに更新作業を行いました。また、公式キャラクター「みずほまる」を活用して、動くLINEスタンプや着ぐるみを製作し、発信力の強化を図りました。また、町の知名度向上を図るための推進体制等を示した「瑞穂町シティプロモーション基本方針」を策定しました。	令和4年度から設置された観光・プロモーション係を中心に、「みずほまる」を活用し、町の魅力を発信、知名度向上に期待している。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

5 個別事務事業概要			(単位:千円)		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	観光振興事業・ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業	産業経済課	16,727	1,946	9,736
事務事業の概要 町内外への観光資源のアピール、地場産業を活かしたイベントを通じ交流人口を増やすことで、地域の活性化を図り、観光振興を目指す。					
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	シティセールス・プロモーション事業	産業経済課	2,767	2,731	3026
事務事業の概要 町の魅力を整理し、町内外に対して効果的にアピールできるよう瑞穂町シティプロモーション基本方針を令和4年度に定めるとともに、町のブランドイメージを定着させることを目的とする。 また、公式キャラクター「みずほまる」を活用した情報発信・PRを行うことにより町内外の知名度を上げるとともに、観光事業・観光誘客を含め、戦略的なシティプロモーション事業を展開する。					
合 計 額			19,494	1,946	12,762

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	観光振興事業・ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業				担当部署	協働推進部産業経済課観光・プロモーション係			
					作成者	長谷川 将之			
長期総合計画	基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち	施策分野	3	観光・イベント			
	施策名	1 2	地域資源の充実・活用 観光情報の発信・イベント情報の充実			重点	○	創生	
10年後のめざす姿	町内の自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立ち、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	視点③
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町産業まつり実行委員会規約、瑞穂町産業振興ビジョン、瑞穂町工業振興計画、瑞穂町ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業者募集要領、瑞穂町ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業者及び返礼品選定基準 瑞穂町シティプロモーション基本方針							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	狭山丘陵の周辺自治体と連携し観光振興を進めるとともに、みずほきらめき回廊の推進を図り、瑞穂町の風景や産業、歴史なども含めた新しい地域資源の可能性を探求する。 また、観光やイベント情報を、観光用ホームページや観光ガイドブック、マスコミなどの多様なメディアを活用し発信する。 新型コロナウイルス感染症を考慮しながら、イベントの内容や運営方法等を見直し、住民や関係団体と連携したイベントの開催、充実を図る。 また、瑞穂町ふるさと納税(寄付)制度を活用し、町の魅力の発信、知名度の向上、地場産業の振興、新たな財源の確保等を図るため、ふるさと納税(寄付)返礼品の充実を図る。 事業構成 ・さくらまつり…4月上旬開催 瑞穂町観光協会主催 ・残堀川ふれあいイベント…5月上旬開催 町主催 ・みずほサマーフェスティバル…8月中旬開催 瑞穂町観光協会主催 ・瑞穂町産業まつり…11月中旬開催 瑞穂町産業まつり実行委員会主催 ・瑞穂町観光用ホームページ開設 ・瑞穂町ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業者募集							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和45年8月 瑞穂町産業まつり実行委員会が主催し、産業まつりが開始 ・昭和53年4月 町と瑞穂町観光協会が主催し、さくらまつりが開始 ・平成6年11月 産業まつりが農作物の収穫時期の11月に変更(農協まつりと融合) ・平成9年8月 夏のイベントが無くなったことを惜しむ声があり、瑞穂町観光協会が主催してサマーフェスティバルが開始 ・平成20年5月 残堀川の整備が完成したことを記念し、残堀川整備完成記念事業を実施 ・平成21年5月 町が主催し、残堀川ふれあいイベントが開始 ・平成25年4月 瑞穂町産業振興ビジョン策定 ・平成25年9月 瑞穂町観光用ホームページ開設 ・平成29年6月 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)と観光協定締結 ・令和3年7月1日～7月31日 瑞穂町ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業者募集 ・令和3年11月5日より「ふるさと納税事業」開始							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	町外からの来訪者を意識し、各種イベントに工夫を加え、より魅力的なものとするとともに、ホームページ等を活用し見せ方を工夫することで町の魅力を最大限に伝える。また、ふるさと納税(寄付)返礼品の拡充を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	新型コロナウイルス感染症拡大により、さくらまつりやサマーフェスティバルなどの主要なイベントは中止となったが、残堀川ふれあいイベントは規模縮小や企画内容、運営方法を見直し、感染対策を講じながら盛況に実施することができた。また、ふるさと納税(寄附)返礼品では登録品目を拡充した。

課題及び今後の方向性	●A拡大 B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	瑞穂町観光協会組織が高齢化等の理由により、主催する「さくらまつり」や「サマーフェスティバル」、残堀川での鯉のぼり設置等の事業遂行が困難な状況になってきている。継続して事業を行っていくためには担い手の発掘や運営方法の見直し等、基盤強化のための助言及び支援を強化していく必要がある。また、ふるさと納税(寄附)返礼品については、登録事業者や寄附者を更に拡大していくための手段、情報発信の手法等を調査研究する。
------------	---	----	---

事務事業名	観光振興事業・ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業
担当部署	協働推進部産業経済課観光・プロモーション係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	観光振興事業
		実施予定		ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	住民が参加することで町の観光への興味を創出することができ、住民とともに事業推進への気運が高められる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		661	1,050	17,350	17,350	16,727	1,946	15,850
内 訳	一般財源	661	1,050	17,217	16,635	16,012	1,231	15,850
	国庫支出金							
	都支出金			133	715	715	715	
	地方債及びその他の特定財源							
予 算 ・ 決 算 及 び コ メ ン ト	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	産業まつり経費	0	0	8,457	8,457	8,459	0	8,457
	さくらまつり・サマーフェスティバル経費	0	0	3,759	3,759	3,759	0	3,759
	残堀川ふれあいイベント経費	0	0	2,918	2,918	2,507	111	2,918
	観光用ホームページリニューアル経費			1,500	1,500	1,430	1,430	
	観光マップ作成経費		534					
	公式キャラクターを活用した観光振興事業経費			200	200			200
	観光案内看板設置経費							
	観光用ホームページ運用経費	506	506	506	506	561	506	506
	ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業							
	観光振興連携費	4	4	4	4	4	4	4
	入込客数調査費							
	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業負担金	7	6	6	6	7	6	6
	パンフレットラック購入費	144						
	コメント	新型コロナウイルス感染拡大防止のため各イベントを中止しました。パンフレットスタンド購入。	産業まつり等、各種イベントを開催する。観光マップを増刷する。	産業まつり等、各種イベントを開催する。観光用ホームページをリニューアルする。公式キャラクターを活用した観光振興事業を実施する。 公式キャラクターを活用した観光振興事業経費はシティセールス・プロモーション事業に移管 観光用ホームページリニューアル経費1,430千円の内、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金の都補助額715千円（補助スキーム1/2）				産業まつり等、各種イベントを開催する。公式キャラクターを活用した観光振興事業を実施する。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	人員については、応援職員や関係団体のスタッフを活用することで、現状人員で対応可能である。	—
	人員増の必要性	●必要である ●必要ではない
評価・査定	新型コロナウイルス感染拡大のため事業の中止が続いていることは、致し方ない。今後は、事業中止の影響を検証し、各事業の在り方について検討することが必要となる。またふるさと納税返礼品については、引き続き、内容の充実を期待する。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	シティセールス・プロモーション事業				担当部署	協働推進部産業経済課観光・プロモーション係			
					作成者	長谷川 将之			
長期総合計画	基本目標	4	つながりと活力にあふれるまち	施策分野	3	観光・イベント			
	施策名	2	観光情報の発信・イベント情報の充実			重点	○	創生	－
10年後のめざす姿	町内の自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立ち、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町シティプロモーション基本方針、瑞穂町産業振興ビジョン、瑞穂町工業振興計画 瑞穂町公式キャラクター みずほまる キャラクター使用ガイドライン 瑞穂町公式キャラクター使用取扱要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	瑞穂町の魅力を整理し、町内外に対して効果的にアピールできるよう瑞穂町シティプロモーション基本方針を令和4年度に定めるとともに、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」のブランドイメージを定着させることを目的とする。 また、公式キャラクター「みずほまる」を活用した情報発信・PRを行うことにより町内外の知名度を上げるとともに、観光事業・観光誘客を含め、戦略的なシティプロモーション事業を展開する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	瑞穂町町制施行80周年を機に、みずほ小・中学生議会で小学生から出された「瑞穂町にゆるキャラを作ってほしい」「有名な町にするためにゆるキャラを作りたい」という意見から、公式キャラクターを募集し、住民の人気投票を経て、令和3年3月に「みずほまる」が誕生した。今回の事業では、みずほまるを町内外の方々に広く知ってもらうための啓発活動の一環として、みずほまるの使用に係るガイドライン及びLINEスタンプを製作した。 【みずほまる誕生までの経緯】 令和2年8月1日瑞穂町をイメージした誰からも親しまれるキャラクターのデザインと愛称を広く募集した。【募集期間】 令和2年8月1日から9月30日 応募総数 633作品 一次選考、二次選考を経て最終選考に選ばれた6作品に対して、住民による投票を行った。最終選考 6作品 投票総数 2,869票(無効55票) ・ワークショップ 町制施行80周年を機に、改めて瑞穂町について学ぶとともに、公式キャラクター完成後、キャラクターを使用し、どのようにまちづくりに活かせるかを話し合うワークショップを開催しました。 【第1回目】 令和2年12月12日 午後1時30分から午後3時30分 場 所 役場1階ホール 参加者 20名 ・瑞穂町ってどんなところ？～あなたはどれだけ知っている～、キャラクターを使ったまちづくり 【第2回目】 令和3年1月16日 午後1時30分から午後3時30分 場 所 町民会館ホール参加者 24名 ・キャラクターとまちづくり(町内造形事業者による講演)、キャラクターを使ったまちづくり 【第3回目】 令和3年6月19日 午後1時30分から午後3時30分 場 所 スカイホール 小ホール 23名 ・公式キャラクターの活用について、ワークショップを振り返って、みずほまるの特徴設定、オリジナルグッズ・デザインの考案 ○令和3年度 スタンディパネル製作、ガイドライン制作、LINEスタンプ制作、ネックストラップ制作、ぬいぐるみ製作、多摩産材(ストラップ、ピンバッジ)制作、ポロシャツ制作(職員有志) ○令和4年度組織改正で創設した協働推進部産業経済課観光・プロモーション係が本事業を所管。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	公式キャラクター「みずほまる」を活用し、情報発信・PRを行うことにより本町の知名度を上げるとともに、観光事業・観光誘客を含め、戦略的なシティプロモーション事業を展開する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	町の方向性を示した瑞穂町シティプロモーション基本方針を作成した。また、公式キャラクター「みずほまる」の着ぐるみや動くLINEスタンプを製作し、イベント等で積極的にプロモーション活動を展開した。



課題及び今後の方向性	●A拡大 B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	瑞穂町シティプロモーション基本方針に基づき、町の知名度向上や魅力の発信を更に推進するために、公式キャラクター「みずほまる」や町の特産品等、様々な地域資源を町内外のイベント等でプロモーションし、観光情報サイトやマスコミ等を活用した効果的かつ戦略的な情報発信を展開していくことが重要です。
------------	---	----	--

事務事業名	シティセールス・プロモーション事業
担当部署	協働推進部産業経済課観光・プロモーション係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	ワークショップ等
		実施予定		(仮称)瑞穂町シティプロモーション基本方針検討委員会設置要綱
	●	検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」及びみずほまるを活用し、町のブランドイメージが定着することで、定住意向につながるよう検討している。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費			2,403	10,540	2,767	2,767	2,731	1,294
内 訳	一般財源		2,303	10,540	2,646	2,646	2,581	1,294
	国庫支出金							
	都支出金				121	121	121	
	地方債及びその他の特定財源		100				29	
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	シティプロモーション推進事業委託			9,000				
	【みずほまる】関連消耗品		300	600	146	146	143	1,000
	公式キャラクターLINEスタンプ制作委託		413	146	173	173	173	
	【みずほまる】ナンバープレート			500				
	【みずほまる】住民票等印刷							
	【みずほまる】ランドセルカバー、黄色帽子			294				294
	公式キャラクターを活用した観光振興事業経費				182	182	182	
	みずほまる 着ぐるみ制作				2,200	2,200	2,200	
	みずほまる 着ぐるみ洗濯代				66	66	33	
	公式キャラクターガイドライン制作委託		150					
	みずほまる 多摩産材消耗品(補正)		1,452					
	LINEスタンプ管理端末		88					
	コメント		スタンディパ ネル、ネック ストラップ製 作	組織改正により、令和4年4月から本業務は協働推進 部産業経済課観光・プロモーション係が所管。 瑞穂町シティプロモーション基本方針検討委員会を設 置し、基本方針を作成する。 みずほまるナンバープレートのデザインについては観 光・プロモーション係が担当するが、ナンバープレート 作成にかかる費用は税務課住民税係が所管する。 ランドセルカバー、黄色帽子の制作は教育委員会が所 管。 公式キャラクターを活用した観光振興事業経費182千 円については、アニメ等コンテンツを活用した誘客促 進事業費補助金(スキーム2/3)により、都補助額は 121千円。				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員要求	今後のシティセールス事業を展開するに当たり、担当セクション・組織が必要であると考え。みずほまるの活用を含め、全庁的にシティセールス事業を展開するため、人員増員を要求する。	人員増強については、職員採用試験を実施し、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいくとともに、組織改編についても検討する。
	人員増の必要性	●必要である 必要ではない
評価・査定	各事業における公式キャラクターの活用については、住民のみならず、各方面から概ね良い評価を得ている。引き続き、公式キャラクターの活用と合わせて、シティセールスの取組みを推進することを期待する。	

施策分野評価シート

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち
施策分野	1	計画的なまちづくりの推進
10年後のめざす姿	既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	399,855	385,472			
国庫支出金	178,661	64,000			
都支出金	146,511	3,001			
地方債及びその他の特定財源	695,832	474,846			
総事業費(計)	1,420,859	927,319	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	462,658	286,791			
国庫支出金	220,100	63,700			
都支出金	70,700	8,600			
地方債及びその他の特定財源	564,303	440,715			
総事業費(計)	1,317,761	799,806	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	都市計画課
施策	1	多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備	基本構想・重視すべき視点	町の魅力を際立たせる
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		令和4年9月30日を履行期限とし、令和3年10月11日に沿線まちづくり検討業務委託に着手した。今後は、この検討結果を踏まえ、更に詳細なまちづくりの事業手法等の検討が必要となる。	多摩都市モノレール延伸に伴う新駅を見据え、沿線まちづくりの検討が開始された。目標達成に向けて、土地区画整理事業と連携し推進されたい。	
令和4年度		令和4年10月に開催された多摩都市モノレール延伸(上北台～箱根ヶ崎)計画の都市計画素案説明会において、新駅周辺のまちづくりについて説明をした。	左記説明会が行われた事は、町にとって非常に大きな第一歩である。住民の関心が高まっている。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

			担当課	都市計画課
施策	2	計画的な土地利用の推進	基本構想・重視すべき視点	町の魅力を際立たせる
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		土地利用に関する問合せや届出等に適切に対応し、町の都市計画に適合した土地利用へ誘導した。また、令和6年度の用途地域等の一斉見直しに向けた準備を随時行った。	用途地域等の見直しには、時間がかかることは理解している。上記重点施策と連携し、都市計画マスタープランを踏まえ、適切に進められたい。	
令和4年度		土地利用に関する問合せや届出等に適切に対応し、町の都市計画に適合した土地利用へ誘導した。また、令和6年度の用途地域等の一斉見直しに向けた準備を随時行い、都市計画変更原案を東京都に提出した。	上記重点施策と連携し、届出等の手段や手順などの取り違えがないよう、着実に進められたい。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

			担当課	都市計画課
施策	3	土地区画整理事業の推進	基本構想・重視すべき視点	町の魅力を際立たせる
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		箱根ヶ崎駅西・殿ヶ谷地区については、事業完了に向け整備を進めた。また、栗原地区については、必要な事業費を助成するとともに、土地利用意向調査に向けた準備を行った。 【事業進捗率】 殿ヶ谷:建物移転 約87% 道路築造 約86% 箱根ヶ崎駅西:建物移転 約99% 道路築造 約95%	事業完了に向けて、計画的な開発事業への誘導を行い、事業遂行に向け指導されたい。さらに、多摩都市モノレール延伸に伴う事業系用途に適した整備に向けて準備されたい。	
令和4年度		箱根ヶ崎駅西・殿ヶ谷地区については、事業完了に向け整備を進めた。また、栗原地区については、必要な事業費を助成するとともに、問題点や課題について役員会・推進委員との合同会議で検討した。 【事業進捗率】 殿ヶ谷:建物移転 約90.2% 道路築造 約87.3% 箱根ヶ崎駅西:建物移転 約100% 道路築造 約96.7%	引き続き、着実な事業の推進と、多摩都市モノレール延伸に伴う事業系用途に適した整備に向けて準備されたい。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

5 個別事務事業概要

(単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	計画的な市街地形成に関する事業	都市計画課	7,686	7,524	22,055
			事務事業の概要 ・町都市計画マスタープラン等に基づく都市計画の内容に適合した土地利用の案内、誘導 ・地区計画に基づく良好な市街地環境の形成、保持のための届出による審査、勧告 ・町宅地開発等指導要綱に基づく、無秩序な土地利用の抑制 ・墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく、墓地の適正管理と新規墓地の厳格な審査 ・都施行の都市計画道路の早期事業化、早期整備に向けた都西多摩建設事務所との行政連絡会の開催及び随時連携		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	土地区画整理支援事業(栗原地区)	都市計画課	3,086	3,086	3,086
			事務事業の概要 栗原地区については、国道16号や圏央道へのアクセス道路等の道路交通網の整備効果を活用した地区整備を目指し、地域住民の意見を尊重することは当然のこと、地区の実情及び構想にあった、計画づくりの支援を行う。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	土地区画整理組合施行事業(殿ヶ谷)	都市計画課	150,000	150,000	200,000
			事務事業の概要 殿ヶ谷地区は、町の東端及び一部武蔵村山市の行政界を含んだ面積約39haの地区である。地区の大部分が工業地域に指定されており、当町の産業基盤を担う重要な工業ゾーンとして位置づけられている。このゾーンの環境整備を行い、新青梅街道の沿道条件を活かした土地の有効活用と、一部既存住宅の再編整備を行い、適正な土地利用を展開することが目的である。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
4	土地区画整理町施行事業(駅西)	都市計画課	762,703	632,908	375,819
			事務事業の概要 本地区は、JR八高線箱根ヶ崎駅に隣接し、町の中心市街地を形成する位置にありながら、都市基盤が未整備のまま市街化が進み、交通、排水等居住環境の悪化が進んでいた。このため、本地区について土地区画整理事業の実施により、道路、公園などの整備を行うとともに宅地の利用増進を図り、駅周辺の活性化と健全な市街地の形成を図ろうとするものである。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
5	多摩都市モノレール沿線のまちづくり	都市計画課	3,844	6,288	4,790
			事務事業の概要 新青梅街道沿道や既成市街地を含め多摩都市モノレール延伸と一体となった整備の方向性を明確にし、利便性の高い快適に住み続けられるまちづくりをすすめる。また、箱根ヶ崎駅やモノレール新駅において、新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流の拠点として、新しい町の顔づくり、交通結接点となる地域の拠点づくりを目指す。		
合 計 額			927,319	799,806	605,750

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	計画的な市街地形成に関する事業				担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係			
					作成者	古川 隆弘			
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮せるまち	施策分野	1	計画的なまちづくりの推進			
	施策名	2	計画的な土地利用の推進			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	都市計画法、第5次瑞穂町長期総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東京都都市計画区域マスタープラン)、瑞穂町都市計画マスタープラン ほか							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	豊かな自然と調和した計画的な市街地の形成を誘導し、だれでもが暮らしやすい安全性、利便性、快適性を備えたまちづくり 事業構成 ・町都市計画マスタープラン等に基づく都市計画の内容に適合した土地利用の案内、誘導 ・地区計画に基づく良好な市街地環境の形成、保持のための届出による審査、勧告 ・町宅地開発等指導要綱に基づく、無秩序な土地利用の抑制 ・墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく、墓地の適正管理と新規墓地の厳格な審査 ・都施行の都市計画道路の早期事業化、早期整備に向けた都西多摩建設事務所との行政連絡会の開催及び随時連携							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和32年 福生都市計画区域の都市計画決定 ・昭和36年以降 都市計画道路、都市計画公園等の都市計画決定 ・昭和45年 市街化区域、市街化調整区域の都市計画決定 ・昭和58年 瑞穂町宅地開発等指導要綱の施行 ・昭和60年 国道16号沿道元狭山地区地区計画の都市計画決定 ・平成4年 都市計画法の改正 「市町村の都市計画に関する基本方針」の法定化 ・平成6年 瑞穂町住宅マスタープランの策定 ・平成12年 瑞穂町都市計画マスタープランの策定 ・平成15年 箱根ヶ崎駅西地区地区計画の都市計画決定 ・平成21年3月 瑞穂町住宅マスタープランの改定 ・平成25年 瑞穂町墓地等の経営の許可等に関する条例制定 ・平成26年 瑞穂町都市計画マスタープランの改訂 ・平成29年 新青梅街道沿道地区地区計画の都市計画決定 ・令和3年3月 瑞穂町都市計画マスタープランの改定							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	窓口での土地利用に関する問合せや届出等に適切に対応し、町の都市計画に適合した土地利用へ誘導する。また、用途地域等の一括変更に向け、道路整備状況など現状に即して見直すべき該当箇所の精査を行う。都西多摩建設事務所に対し行政連絡会等を通じて都市計画道路の整備を要望するとともに、事業の促進に必要な協力を適宜行う。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	令和6年度の用途地域等の一斉見直しに向けた準備を随時行い、都市計画変更原案を東京都に提出した。 国道及び都道の維持管理等について随時要請した。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		



課題及び今後の方向性	A拡大	説明	国及び都が事業中であるものについて、事業が円滑に推進するよう調整・協力を引き続き行う。 未整備区間の都市計画道路については、都に対して早期事業化、事業の推進を要望する。 令和6年度の用途地域等の一斉見直しに向けた都市計画変更手続きを適正に行う。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	計画的な市街地形成に関する事業
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	☒	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	--

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		469	7,267	7,689	7,689	7,689	7,524	10,000
内 訳	一般財源	469	5,534	7,689	7,689	7,689	7,524	10,000
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源		1,733					
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	用途地域等一括変更業務委託料		5,093	7,689	7,689	7,689	7,524	
	都市計画公園決定等業務委託料		1,734					
	印刷製本費(都市マス、都市計画図)	469	440					
	住宅マスタープランの改定							10,000
	コメント	国・都との事業の進捗に合わせた費用負担なし(印刷製本費は都市計画図の増刷分)	用途地域等の一括変更に伴う該当箇所の抽出 駅西土地地区画整理事業区域内の都市計画公園の都市計画変更・決定作業(印刷製本費は令和3年3月に改定した都市計画マスタープランの印刷代)	用途地域等の一括変更に伴う該当箇所の抽出(債務負担行為)				住宅マスタープランの改定

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課	査 定
人員 要求	令和4年度の組織再編により公営住宅・住宅施策・耐震改修に関する事務が移管されることから、これまで公営住宅事務に従事してきた職員の配置(1名増)が必要である。 また、人員配置については、都市計画事業に精通した職員の配置を要望する。	組織改編による移管事務については、その現状を鑑み計画的に配置の検討を行う。
	人員増の必要性	
評価・査定	都市計画マスタープランに基づき、必要な用途地域の変更や東京都との協議、資料作成など計画的に進められたい。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	土地区画整理支援事業(栗原地区)				担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係			
					作成者	村下 義孝			
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち	施策分野	1	計画的なまちづくりの推進			
	施策名	3	土地区画整理事業の推進			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	土地区画整理法、第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町都市計画マスタープラン							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	栗原地区については、国道16号や圏央道へのアクセス道路等の道路交通網の整備効果を活用した地区整備を目指し、地域住民の意見を尊重することは当然のこと、地区の実情及び構想にあった、計画づくりの支援を行う。 事業構成 ・組合設立準備会を中心として事業化に必要な環境影響評価や現況測量などの各種調査等を行っている。 ・町は各調査に必要な事業費を助成するとともに、関係機関等との協議・調整(農業振興地域の指定解除、市街化区域への編入の問題等)を行い事業化への指導・助言を行っている。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成13年度 発起人会結成(説明会・視察・勉強会・打合せ等を行う。) 平成16年度 まちづくり基本調査実施 平成17年度 土地区画整理事業調査実施 平成18年度 準備会結成(第1回総会) 令和2年度 住宅系から住宅系を含む産業系主体への土地利用転換が可決(第2回総会)							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	近年事業化した他地区の事例や土地利用にかかる研究などを進め、実現性のある計画案を検討し、事業化に向けて問題点等一つずつ解決していく。
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。 B目標をほぼ達成できた。 ●C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	栗原地区における問題点や課題について役員会・推進委員との合同会議で検討した。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	区画整理事業を立ち上げるためには、農業振興地域の解除及び農地転用、下水道(汚水及び雨水)、電気(無電柱化)、水道等の整備に係る調整と財源確保が大きな課題であるが、町北部地区の適切な土地利用を図るため、関係機関との協議・調整並びに研究や調査を進めていく必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	土地区画整理支援事業(栗原地区)
担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	☒	実施中	協働事業名 (予定)	土地区画整理支援事業(栗原地区)
	☐	実施予定		
	☐	検討中		
	☐	未検討		
	☐	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	地元権利者から成る準備会を中心とした「まちづくり」が実現できる。
----------------------	----------------------------------

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		1,576	3,081	11,023	3,086	3,086	3,086	1,560
内 訳	一般財源	1,576		11,023	3,086	3,086	3,086	1,560
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源		3,081					
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	栗原地区土地区画整理事業準備会助成金	1,576	3,081	11,023	3,086	3,086	3,086	1,560
コメント		栗原土地 区画整理 事業施行 に伴う助成 金	栗原土地 区画整理 事業施行 に伴う助成 金	栗原土地区画整理事業施行に伴う助成金				栗原土地 区画整理 事業施行 に伴う助成 金

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課	査 定
人員 要求	令和2年9月の第2回総会で、土地利用の方針転換が可決された。栗原地区の事業認可取得には、様々な調査や研究をし、十分な東京都やJR等の関係機関との協議・調整が必要であるため、優先してまちづくりを進めるためには人員増は必要である。人員は都市計画事業に精通した職員配置を要望する。	まちづくりの基盤となる都市計画に関する事業は非常に重要である。人員については、現状維持が原則であるが、事業内容によって課内及び部内で協力するとともに、外部委託など効率性を重視した事業展開等、創意工夫が必要である。人員増強については、職員採用試験を実施し、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいく。
	人員増の必要性	☒ 必要である ☐ 必要ではない
評価・査定	区画整理事業を施行するための大きな弊害は、土地の転用が大きな課題である。目的達成のために協議・調整を引き続き継続された。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	土地区画整理組合施行事業(殿ヶ谷)				担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係			
					作成者	村下 義孝			
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち	施策分野	1	計画的なまちづくりの推進			
	施策名	3	土地区画整理事業の推進			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		既存市街地において、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	土地区画整理法、第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町都市計画マスタープラン							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	殿ヶ谷地区は、町の東端及び一部武蔵村山市の行政界を含んだ面積約39haの地区である。地区の大部分が工業地域に指定されており、当町の産業基盤を担う重要な工業ゾーンとして位置づけられている。このゾーンの環境整備を行い、新青梅街道の沿道条件を活かした土地の有効活用と、一部既存住宅の再編整備を行い、適正な土地利用を展開することが目的である。 事業構成 ・土地利用の純化を図り、もって都市の一層の発展を推進していくため、市街地開発事業として土地区画整理事業を施行し、市街地基盤の整備改善と環境整備を行う。 ・当該事業は権利者による施行、いわゆる組合施行であるため、町は財政的支援をするとともに、円滑かつ適正に事業が遂行するよう指導、助言を行う。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成元年 8月 権利者による準備会が発足 平成 7年12月 組合設立認可申請書を東京都に提出 平成 8年 6月 殿ヶ谷土地区画整理組合設立認可 平成10年10月 第1回事業計画変更 多摩都市モノレール用地の確保及び事業施行期間を平成14年3月31日まで延伸 平成14年 1月 第2回事業計画変更 全体計画の見直し及び事業施行期間を平成19年3月31日まで延伸 平成19年 1月 第3回事業計画変更 事業施行期間を平成24年3月31日まで延伸 平成20年10月 第4回事業計画変更 事業資金の見直し及び事業施行期間を平成31年3月31日まで延伸 平成23年12月 第5回事業計画変更 地区面積、公共施設用地、公共・宅地用地及び資金計画の変更 平成28年 6月 第6回事業計画変更 公共施設用地の変更、資金計画を変更 平成29年 5月 第7回事業計画変更 全体計画の見直し及び事業施行期間を平成37(令和7)年3月31日まで延伸							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	都市計画道路3・5・23号線の築造を進めていく。また、未同意者の協力が得られるよう、ねばり強く交渉を重ね、年度の移転計画を達成させる。
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	街路築造工事は44.7mを実施、建物移転は4件が実施できた。保留地は5件の売却が出来た。



課題及び 今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手続等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	第7回事業計画変更(平成29年5月)で計画年度を令和6年度末とし、鋭意事業の促進に向け取り組んでいるが、未同意者の協力が得られないほか、直接交渉が出来ない権利者もいる状況である。交渉に苦慮しているが、移転計画を達成させるため、粘り強く交渉を重ねるよう指導している。
----------------	---	----	--

事務事業名	土地区画整理組合施行事業(殿ヶ谷)
担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	土地区画整理組合施行事業(殿ヶ谷)
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	殿ヶ谷土地区画整理事業は権利者による組合施行のため、組合役員を中心としてまちづくりを行っている。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		200,000	200,000	150,000	150,000	150,000	150,000	250,000
内 訳	一般財源	152,000	187,400	150,000	150,000	150,000	144,100	250,000
	国庫支出金							
	都支出金	48,000	12,600				5,900	
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及び コメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	殿ヶ谷土地区画整理組合助成金	200,000	200,000	150,000	150,000	150,000	150,000	250,000
	コメント	殿ヶ谷土地区画整理事業施行に伴う助成金	殿ヶ谷土地区画整理事業施行に伴う助成金	殿ヶ谷土地区画整理事業施行に伴う助成金				殿ヶ谷土地区画整理事業施行に伴う助成金

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課			査 定
人員 要求	—		—
	人員増の必要性	● 必要である ● 必要ではない	
評価・査定	建物移転及び保留地売却が進捗している点については、評価する。今後は課題としている地権者との交渉等、粘り強く事業を実施されたい。		

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	土地区画整理町施行事業(駅西)				担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係			
					作成者	村下 義孝			
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち	施策分野	1	計画的なまちづくりの推進			
	施策名	3	土地区画整理事業の推進			重点	○	創生	—
10年後のめざす姿		既存市街地において、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	土地区画整理法、第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町都市計画マスタープラン							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	本地区は、JR八高線箱根ヶ崎駅に隣接し、町の中心市街地を形成する位置にありながら、都市基盤が未整備のまま市街化が進み、交通、排水等居住環境の悪化が進んでいた。このため、本地区について土地区画整理事業の実施により、道路、公園などの整備を行うとともに宅地の利用増進を図り、駅周辺の活性化と健全な市街地の形成を図ろうとするものである。 事業構成 ・土地区画整理事業施行地区全体について、区割りや形状等に変化を加えることを内容とする換地により、公園等の公共広場や道路等を新たに生み出し、それを整備改善することにより、交通の安全確保、災害発生の防止等を図り、地域の環境を改善する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成8年3月 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業認可(施行面積約27.4ha) 事業期間は平成17年3月31日まで 平成13年3月 第1回事業計画変更 換地設計の適正化を図るため区画道路等の一部を変更及び残堀川流域貯留浸透事業費補助の導入に伴い資金計画の一部修正 平成16年9月 第2回事業計画変更 事業施行期間を平成27年3月31日まで延伸 平成23年7月 第3回事業計画変更 資金計画の増額変更及び事業施行期間を平成35(令和5)年3月31日まで延伸 平成28年7月 第4回事業計画変更 資金計画の増額変更、一部公共用地の位置及び地積変更 平成29年9月 第5回事業計画変更 資金計画の一部修正、一部公共用地の位置及び地積変更 平成30年11月 第6回事業計画変更 都市再生区画整理事業補助の導入及び保留地処分金の見直しに伴い資金計画の一部修正 令和3年2月 第7回事業計画変更 資金計画の増額変更、事業施行期間を令和14年3月31日まで延伸							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	2号公園に埋設される雨水浸透貯留施設を完成に向けて、工事に影響する工作物等の確定及び権利者への交渉を行い施設整備を進める。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	雨水浸透貯留施設の建設について、施工前に工事範囲内の工作物の移転等順調に進めることができ、施設の施工自体も予定どおり完了することができた。
課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手続等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	建物移転は令和4年度完了、区画道路の築造等の工事も令和4年度施工を行うと残りわずかとなるため、今後は事業完了に向けた町の関係部署や外部の関係機関との調整を中心に事業を進めていかなければならない。

事務事業名	土地区画整理町施行事業(駅西)
担当部署	都市整備部都市計画課区画整理係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	☐	実施中	協働事業名 (予定)	
	☐	実施予定		
	☐	検討中		
	☐	未検討		
	☒	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	----------------------

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		856,089	1,103,953	578,410	762,703	762,703	632,908	122,831
内 訳	一般財源	173,020	269,724	226,026	224,700	224,700	131,753	102,831
	国庫支出金	108,500	220,100	125,455	64,000	64,000	63,700	10,000
	都支出金	149,500	58,100	57,487	3,001	3,001	2,700	10,000
	地方債及びその他の特定財源	425,069	556,029	169,442	471,002	471,002	434,755	
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	都市づくり公社委託料	856,089	1,103,953	578,410	762,703	762,703	632,908	122,831
	コメント	関係機関協議、土地区画整理審議会の運営、換地業務、補償業務、公共施設工事、街区確定測量、雨水排水処理設計、年度別工事移転計画の委託業務	関係機関協議、土地区画整理審議会の運営、換地業務、補償業務、公共施設工事、街区確定測量、雨水排水処理設計、年度別工事移転計画の委託業務	関係機関協議、土地区画整理審議会の運営、換地業務、補償業務、公共施設工事、街区確定測量、雨水排水処理設計、年度別工事移転計画の委託業務				関係機関協議、土地区画整理審議会の運営、換地業務、補償業務、公共施設工事、街区確定測量、雨水排水処理設計、年度別工事移転計画の委託業務

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課	査 定
人員 要求	この事業は施行中のため、事業完了まで予算要求は随時行っていく。今後、換地処分や清算金業務も発生することから、人員増については必要である。また、他に計画中の地区も含めて3地区あるため、都市計画事業等に精通した職員配置が必要である。	まちづくりの基盤となる都市計画に関する事業は非常に重要である。人員については、現状維持が原則であるが、事業内容によって課内及び部内で協力するとともに、外部委託など効率性を重視した事業展開等、創意工夫が必要である。人員増強については、職員採用試験を実施し、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいく。
	人員増の必要性	☒ 必要である ☐ 必要ではない
評価・査定	事業計画変更が繰り返されているが、今後の工事に影響する工作物等の確定及び権利者への交渉を遅滞なく行われたい。一日も早い事業完了に期待する。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名		多摩都市モノレール沿線のまちづくり			担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係		
					作成者	古川 隆弘		
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち	施策分野	1	計画的なまちづくりの推進		
	施策名	1, 2	多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備 計画的な土地利用の推進		重点	○	創生	○
10年後のめざす姿		既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②
事業概要	根拠計画及び根拠法令	都市計画法、第5次瑞穂町長期総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東京都都市計画区域マスタープラン)、瑞穂町都市計画マスタープラン ほか						
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	新青梅街道沿道や既成市街地を含め多摩都市モノレール延伸と一体となった整備の方向性を明確にし、利便性の高い快適に住み続けられるまちづくりをすすめる。また、箱根ヶ崎駅やモノレール新駅において、新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流の拠点として、新しい町の顔づくり、交通結接点となる地域の拠点づくりを目指す。 事業構成 ・駅関連施設(広場、駐輪場)の位置や規模、整備手法等の検討 ・新駅周辺の道路をはじめとする交通ネットワークの整備方針、土地利用方針(市街化調整区域、用途地域等)の整理						
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和57年 東京都長期計画において多摩都市モノレール整備を位置付け ・昭和61年 多摩都市モノレール株式会社設立 ・平成10年 立川北駅～上北台駅間開業 ・平成12年 立川北駅～多摩センター駅間開業 ・平成28年 交通政策審議会答申(国)において、上北台～箱根ヶ崎間が「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられる。 ・平成30年 モノレール沿線まちづくり構想策定(東大和市・武蔵村山市・瑞穂町) ・令和2年 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する基本協定締結(東京都・東大和市・武蔵村山市・瑞穂町及び多摩都市モノレール株式会社) ・令和2年 事業化に向けて現況調査及び基本設計等に着手(東京都) ・令和4年 延伸(上北台～箱根ヶ崎)計画の都市計画素案説明会の開催						

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	● A町長公約あるいは当該年度重要事業 - B当該年度に新規を含む事業 - C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	東京都は令和2年度から多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の事業化に向けた現況調査及び基本設計等に着手した。町でも駅周辺及び沿線まちづくりについて、現状の課題整理、土地利用等のあり方を検討する必要がある。
年度成果	- A目標を上回って達成できた。 ● B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 - D目標を一部しか達成できなかった。	説明	沿線まちづくり検討業務委託を活用し、令和4年10月に開催された延伸(上北台～箱根ヶ崎)計画の都市計画素案説明会において、瑞穂町のまちづくりについて説明をした。



課題及び今後の方向性	- A拡大 ● B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	本検討業務委託(その2)は令和5年9月29日までの契約であるが、その後もこの検討成果を参考に更に詳細な駅周辺のまちづくり計画の検討が必要となる。
------------	--	----	--

事務事業名	多摩都市モノレール沿線のまちづくり
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
	●	検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費			3,460	3,844	3,844	3,844	6,288	4,790
内 訳	一般財源			3,844	3,844		328	
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源		3,460			3,844	5,960	4,790
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	沿線まちづくり検討業務委託料		3,460	3,844	3,844	3,844	3,460	
	沿線まちづくり検討業務委託料(その2)						2,828	4,790
	コメント		9月補正予算にて計上(債務負担行為)	債務負担行為 その2:9月補正予算にて計上(債務負担行為)				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課	査 定
人員 要求	東京都は、令和2年度から多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸について具体的な調査・基本設計に着手し、令和3年に入り検討の動きが加速化している。今後町でも多摩都市モノレールに関する事務が増加していくことから、都市計画事業に精通した職員の配置を要望する。 また、令和4年度の組織再編により公営住宅・住宅施策・耐震改修に関する事務が移管されることから、これまで公営住宅事務に従事してきた職員の配置(1名増)も必要である。	多摩都市モノレールは町の重要施策であり、今後事務が増えることは予想できることから、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいくとともに、組織改編についても検討する。
	人員増の必要性	● 必要である 必要ではない
評価・査定	沿線まちづくり検討の結果、成果をもとに、今後どのような事業展開を目指すのか。随時、住民に周知・理解されるよう経過報告及び公表が必要と考える。	

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち
施策分野	3	住宅・公園
10年後のめざす姿	安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
住民の定住意向指数	48.6% (令和元年度)	—	—			52% ()
住民1人あたりの都市公園面積	36.96㎡ (令和2年10月)	37.80㎡	37.99㎡			37.65㎡ ()
説明・コメント		※定住意向指数については、令和6年度にアンケートを実施予定	※定住意向指数については、令和6年度にアンケートを実施予定			-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	170,279	116,371			
国庫支出金	6,151	4,818			
都支出金	72	30,376			
地方債及びその他の特定財源	19,369	20,665			
総事業費(計)	195,871	172,230	0	0	0

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	148,907	142,294			
国庫支出金	8,929	6,779			
都支出金	69	5,153			
地方債及びその他の特定財源	18,634	19,029			
総事業費(計)	176,539	173,255	0	0	0

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	建設課
施策	1	計画的な公園整備および維持管理	基本構想・重視すべき視点	町の魅力を際立たせる
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		緑の基本計画を改定するとともに、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業地内の3箇所の公園について、都市計画決定を行った。 六道山公園に多くの方が休憩ができるように、屋外卓(4人掛け)3基とベンチ1基を設置した。狭山池公園と富士見公園に防犯対策として、防犯カメラを設置した。公園・緑道の樹木の剪定など業者委託を行った。	箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業は着実に進捗している。安全かつ工夫を凝らした、地域のシンボルとなる公園づくりを推進されたい。	
令和4年度		箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の稲荷ヶ丘公園外2公園の整備に向けて、地域オーダーメイドの視点で進め「特色ある地域に愛される公園」を目指すため、地域及び関係機関に対し、幅広くアンケート調査を実施した。 狭山池公園と松原中央公園に町のキャラクターのPRも含めて、みずほまるのスプリング遊具を設置した。六道山公園に防犯対策として、防犯カメラを設置した。松原中央公園のだれでもトイレにだれでも利用できる公園にするため、ベビーシートを設置した。公園・緑道の樹木の剪定など業者委託を行った。	みずほまるの遊具など、計画的な公園整備が推進されている。今後の維持管理についても、安全性・利便性・快適性について追及されたい。	
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	公営住宅管理事務	都市計画課	27,544	24,112	30,843
			事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 国、都及び町が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。		
No.	事務事業名	担当	令和4年度		令和5年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	公園緑地の整備及び維持管理	建設課	144,686	149,143	146,727
			事務事業の概要 「瑞穂町緑の基本計画」に基づき、都市公園法に定める町民一人当たりの公園標準面積(10㎡以上)の早期達成を目指して、計画的に整備を進め、公園・緑地の拡大を図る。また、土地区画整理事業や大規模開発に伴い、公園・緑地の確保を図る。土地区画整理事業に伴う公園整備については、殿ヶ谷区画整理地内に3公園、箱根ヶ崎駅西土地区画整理地内に3公園の整備が予定されている。また、市街地の空閑地を利用してポケットパークなどの整備を進める。		
合 計 額			172,230	173,255	177,570

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	公営住宅管理事務				担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係			
					作成者	古川 隆弘			
長期総合計画	基本目標	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7
	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7
	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7
10年後のめざす姿	安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています ほか				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点②	視点③	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	公営住宅法、瑞穂町営住宅条例、瑞穂町公営住宅ストック総合活用計画、瑞穂町営住宅長寿命化計画、第5次瑞穂町長期総合計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	国、都及び町が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。 事業構成 ・町営住宅の計画的な維持管理の実施・・・ストック活用計画により平成16年度から修繕を行っている。また、平成24年度に策定した長寿命化計画により国庫補助を活用し、建物の延命のための計画的な維持保全を図る。 ・都営住宅申込書等配布事務の実施・・・東京都からの委託を受け、定期的な募集案内(2月、5月、8月、11月)の配布事務を行う。 ・町営住宅の使用料徴収事務の実施・・・使用料滞納者に対しては、月1回の督促状の送付や戸別訪問により納付を促し、100%の収納率を目指している。(町営住宅使用料は収入に応じ、月額1万8千円～約6万9千円程度)							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	町営住宅は、昭和57～61年の建設により現在の東長岡住宅として整備され、昭和57年に建設された棟では、令和3年度末時点で39年が経過する。これら更新期を迎えつつある老朽化した住宅の長寿命化を図るとともに、予防保全的な維持管理を実施し、ライフサイクルコスト縮減を図っている。 具体的な事業としては、平成24年度に策定した「瑞穂町営住宅長寿命化計画」に基づき、屋上防水工事を平成27～28年度に、また、外壁改修工事を平成30～令和元年度に実施した。 さらに、令和3年度からは浴室のユニットバスへの改修工事を実施している。年間で約7戸の改修を予定しており、全戸(72戸)を完了するには複数年を要する。これらの事業は、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用している。 また、現行の「瑞穂町営住宅長寿命化計画」の計画期間が令和4年度をもって終了するため、令和4年度予算には計画改定の予算を計上した。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	施設の老朽化に伴う修繕及び退去時修繕を適宜行うとともに、迅速かつ適正な入居募集事務を実施する。また、入居年数の長い住居から順次、浴室改修工事(浴室のユニットバス化、浴槽、給湯器等の設置)を実施し、快適な居住空間と建物の長寿命化を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	施設の老朽化に伴う修繕及び退去時修繕を適宜行った。また、快適な居住空間と建物の長寿命化を図るため、7戸の浴室改修工事を実施した。さらに町営住宅長寿命化計画の期間満了に伴い計画の改定を行った。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	新たな長寿命化計画にもとづき、町営住宅の長寿命化対策を推進する必要がある。
------------	---	----	---------------------------------------

事務事業名	公営住宅管理事務
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
	●	検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		12,356	27,632	34,842	27,544	27,544	24,112	37,506
内 訳	一般財源			9,250	1,994	1,994		12,887
	国庫支出金		8,929	6,151	4,818	4,818	6,779	5,178
	都支出金	71	69	72	67	67	53	72
	地方債及びその他の特定財源	12,285	18,634	19,369	20,665	20,665	17,280	19,369
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	都住宅事務説明会旅費	21		15	15	15		15
	退去時修繕等	5,200	3,725	5,200	5,000	5,000	4,529	5,200
	建物火災保険料	126	125	126	126	126	125	126
	住宅管理委託料	4,414	2,635	1,648	1,939	1,939	1,919	4,458
	備品(消火器)		17					
	その他需用費	329	230	371	371	371	457	371
	長寿命化計画策定業務委託料			6,000	1,342	1,342	924	
	敷地内階段設置工事	1,210						
	浴室改修工事		19,844	20,000	17,270	17,270	14,685	20,000
	幼児遊園出入口階段設置工事			416	416	416	416	
	幼児遊園遊具設置工事							6,270
	公営住宅管理システム使用料	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
	口座振替手数料			10	9	9	1	10
	コメント	退去時修繕2戸 老朽による給水管等修繕の実施 隣接する緑道への段差を解消するための階段設置工事の実施	退去時修繕2戸 老朽による給水管等修繕の実施 浴室改修工事(ユニットバス化、浴槽、給湯器等設置)居住年数の長い住居から9件実施	【修繕】 退去時修繕2戸 1,600,000円×2戸＝3,200,000円 その他修繕一式 400,000円×5件＝2,000,000円 【委託】 受水槽清掃、水質検査、給水ポンプ保守、植栽管理、幼児遊園管理、長寿命化計画改定業務委託 【工事請負費】 浴室改修工事(ユニットバス化、浴槽、給湯器等設置)居住年数の長い住居から8件実施予定 幼児遊園出入口階段設置工事 【その他】 住宅管理システム使用料				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人 員 要 求	町営住宅管理業務については、経年劣化による設備の修繕が増加している。また、令和3年度から実施している浴室改修工事の進捗管理や補助金対応などもあり、業務量が増加している。 令和4年度組織改編により業務が、管財課から都市計画課に移管されたことに伴い、担当者も配置替えとなったため、新たな係内での業務分担により現人員での対応が可能である。	—
	人員増の必要性	
評価・査定	町営住宅使用料等を財源として、施設の管理に一般財源を使用していない点について評価する。今後は、策定した長寿命化計画にもとづき、施設の管理運営に努められたい。	

令和 4 年度事務事業評価シート

事務事業名	公園・緑地の整備及び維持管理				担当部署	都市整備部 建設課 公園係				
					作成者	榎本雅一				
長期総合計画	基本目標	6	便利で快適に暮らせるまち	施策分野	3	住宅・公園				
	施策名	4	計画的な公園整備および維持管理			重点	○	創生		
10年後のめざす姿		安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点①	視点②	視点③
事業概要	根拠計画及び根拠法令	都市計画法、都市公園法、第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画、瑞穂町都市公園条例、瑞穂町緑の基本計画、瑞穂町緑の保全実施計画、瑞穂町都市計画マスタープラン、瑞穂町環境基本計画								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	「瑞穂町緑の基本計画」に基づき、都市計画公園法に定める町民一人当たりの公園標準面積(10㎡以上)の早期達成を目指して、計画的に整備を進め、公園・緑地の拡大を図る。 また、土地区画整理事業や大規模開発に伴い、公園・緑地の確保を図る。土地区画整理事業に伴う公園整備については、殿ヶ谷区画整理地内に3公園、箱根ヶ崎駅西区画整理地内に3公園の整備が予定されている。 また、市街地の空閑地を利用してポケットパークなどの整備を進める。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和36年10月5日都市計画公園の告示により、都市計画公園(近隣公園1箇所、街区公園9箇所)、都市計画緑地2箇所を都市計画に位置付けた。 昭和58年に六道山公園を東京都から公園用地として占用許可を受け供用開始、昭和61年には、狭山池公園の供用を開始した。また、昭和58年以降、西部土地区画整理事業地内で、南平ひばり公園外7公園を逐次供用開始した。 平成25年度は、狭山池緑地の一部をさやま花多来里の郷に指定し、みどり潤う樹林地として整備を始めた。 平成29年度から特色ある公園整備事業として二本木公園、むさしの公園を整備し、令和2年4月現在では、都市公園(広域公園1箇所、近隣公園2箇所、街区公園28箇所、都市緑地11箇所)の供用開始により、瑞穂町の都市公園等の面積は114,764.26㎡(都立公園を除く)、都市緑地面積56,661.09㎡及びポケットパーク9,272.67㎡で、合計180,698.02㎡となり、都市公園法による町民一人当たりの公園面積は、5.12㎡となった。 令和4年3月瑞穂町緑の基本計画を改定し、4月にスタートした。								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	- A町長公約あるいは当該年度重要事業 ● B当該年度に新規を含む事業 - C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	稲荷ヶ丘公園整備に伴う設計委託実施予定
年度成果	- A目標を上回って達成できた。 - B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 ● D目標を一部しか達成できなかった。	説明	稲荷ヶ丘公園整備に伴う設計委託は未実施であったが、「特色ある地域に愛される公園」を目指すため、地域及び関係機関に対し、幅広くアンケート調査を実施した。

課題及び今後の方向性	● A拡大 - B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	現在、都市計画公園として街区公園の元宿、西平、稲荷ヶ丘、円山、御岳、殿ヶ谷、阿豆佐味、一本榎、元狭山、円福寺北、駅西、宿西の12公園及び都市計画緑地の長谷部緑地が未着手となっている。土地区画整理事業の進捗に伴い、整備していく必要がある。また、既存の公園、緑地、緑道では、遊具及び設備等の老朽化、施設規模に比して樹木の巨木化やナラ枯れが進む等、適正管理を進める必要がある。 平成25年度より整備を始めたさやま花多来里の郷を、今後どの様にPRしていくか、どの様に植物や樹木の整備をすれば自然と調和した特色ある樹林地となり、カタクリの花の時期以外にも人を呼べるかを常に模索検討する必要がある。 令和7年度を目途に稲荷ヶ丘公園外2公園(箱根ヶ崎駅西区画整理地内)築造工事の設計委託の着手予定、以後、稲荷ヶ丘公園から工事を着手する予定。
------------	--	----	--

事務事業名	公園・緑地の整備及び維持管理
担当部署	都市整備部 建設課 公園係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	公園ボランティア
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	公園ボランティアが清掃等公園に係わりを持つことにより、地域の公園は地域が自主的に管理するという意識の醸成につながり、地域住民にとっても親しみを持てる公園となる。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R2	R3	R4				R5
事業費		142,612	148,907	141,941	172,573	144,686	149,143	161,535
内 訳	一般財源		148,907	141,941	172,375	114,377	142,294	131,535
	国庫支出金							30,000
	都支出金				198	30,309	5,100	
	地方債及びその他の特定財源						1,749	
予 算 ・ 決 算 及 び コ メ ン ト	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	旅費	5	14	35	35	32	15	35
	公有地取得							
	地上物補償							
	公園実施設計委託			2,000	9,372			2,000
	公園緑地等整備委託							
	公園等整備工事	5,057	12,452	5,000	7,228	6,079	5,126	30,000
	維持管理費							
	管理費	13,046	11,115	9,500	9,477	9,121	9,933	9,500
	維持費ー1	124,504	125,326	120,000	122,707	118,610	122,388	120,000
	維持費ー2			5,406	23,754	10,844	11,681	
	コメント	公園整備費及び維持管理費	・公園等整備工事(玉林寺公園改修工事、六道山公園休養施設設置工事、防犯カメラ設置工事) ・維持費(公園照明器具修繕、公園遊具修繕、公園等設備保守点検、公園等管理委託)	公園整備費及び維持管理費 ・公園整備工事(松原西公園外改修工事、防犯カメラ設置工事、だれでもトイレベビーシート設置工事) 主な修繕 ①公園遊具修繕 【富士見公園】スプリング遊具(鳩) 【松原ひがし公園】スプリング遊具(ペンギン)ブランコ4吊 【松山西公園】ターザンロープ 【狭山池公園】スプリング遊具みずほまる 2基 【駒形公園】ブランコ4吊 【武蔵野児童公園】ブランコ2吊 【富士見中央公園】ブランコ4吊 ②緑地修繕 【加藤塚ポケットパーク】側溝修繕 【下野緑地】舗装修繕 【松原中央公園】木柵修繕 ③その他修繕 防犯カメラ修繕外				公園整備費及び維持管理費 ・稲荷ヶ丘公園整備工事費 30,000千円 ・2号公園設計委託費 2,000千円

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員要求	公園係は現在3名体制で事務対応している。日常業務では、公園(5ヶ所)はすべて24時間のオープンスペースであることから、公園管理に伴う苦情や予期せぬ事件が頻繁に発生し、それらに対応することで大半の時間を費やしている現状がある。 さらに令和4年度の稲荷ヶ丘公園整備事業を始まりとして、その翌年度から駅西区画整理事業内の2公園の工事に加え、殿ヶ谷区画整理事業地内での3公園の整備が控えており、これらを設計段階から準備すると現体制では事務執行が困難であるため職員1名の増加を求める。	まちづくりの基盤となる都市計画に関する事業は非常に重要である。人員については、現状維持が原則であるが、事業内容によって課内及び部内で協力するとともに、外部委託など効率性を重視した事業展開等、創意工夫が必要である。人員増強については、職員採用試験を実施し、必要な人材の計画的な確保に取り組んでいく。
	人員増の必要性	●必要である 必要ではない
評価・査定	町の魅力高める要素の公園は、住民にとって憩いの場である。安全・安心が原則ではあるが、特色ある公園を期待し、適正な管理に努められたい。また、維持管理費についてはライフサイクルコストの最小化に努めるとともに、今後の維持管理については、協働を含め、外部委託など管理手法を検討されたい。	